

第17回 特定業者との随意契約に関する調査特別委員会		
開催日時	令和7年9月8日（月） 午前10時00分	
出席議員	委員長：武道 修司 副委員長：宗 裕 委員：工藤 久司 委員：田原 宗憲 委員：池亀 豊 委員：吉元 健人	
事務局職員	局長：桑野 智 係長：瀬戸 美里	
証人	副町長：八野 紘海 町長：新川 久三	

午前10時02分開会

○委員長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。ちょっと定刻を過ぎましたが、ただいまより第17回特定業者との随意契約に関する調査特別委員会を開会をいたします。

本日は、証人喚問を予定をしております。公開での証人喚問です。午前中に八野副町長、午後から新川町長出席の予定ですので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

それでは、早速、協議事項に入ります。証人喚問です。

ただいまより証人喚問を行いたいと思います。

まず最初に、八野副町長から行いたいと思います。1人当たり、今まで大体1時間程度ということでやってきましたが、時間がかなりオーバーをして、なかなか1時間以内に終わらせるということが難しいということで、本日は120分、2時間以内をめどに質問を行いたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。八野副町長と新川町長には一応120分程度、約2時間程度ということで連絡はしております。

最初に私のほうから質問をいたしますので、その後、皆さんの方からまた質問をお願いをしたいというふうに思いますので、よろしくお願ひをいたします。

ここで証人の方に出席というか、部屋のほうに入っていただきたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

〔証人 入室〕

○委員長（武道 修司君） おはようございます。

それでは、証人喚問を始めたいと思います。

八野副町長におかれましては、業務多忙の中、また、先日まで体調が悪かったということで、役場のほうに出てこられてすぐにこの証人喚問のほうに出席をしていただきまして、誠にありがとうございます。本日は、通告をしております質問事項を中心に質問をさせていただきたいというふうに思いますので、最後までどうぞよろしくお願ひをいたします。

それでは、ここで証人喚問についての注意事項を説明をいたします。

宣誓した証人が虚偽の証言をした場合は、偽証罪の対象となりますので、御注意のほどよろしくお願ひをいたします。民事訴訟に関する法令の規定にあります3か月以上5年以下の拘禁刑に処するということが適用されますので、御注意のほどよろしくお願ひをいたします。

宣誓拒否、証言拒否ができる場合があります。資料をお配りして読んでいただいているかと思いますが、それ以外で証言拒否をした場合は、虚偽の証言を行った場合と同じように罰則がありますので、御注意のほどよろしくお願ひをいたします。

それでは、宣誓をお願いをいたします。委員と証人の方は御起立ください。証人の方は宣誓書をお読みください。

○副町長（八野 紘海君） 良心に従って……

○委員長（武道 修司君） すみません、ちょっとマイクいいですか。

○副町長（八野 紘海君） 良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓います。令和7年9月8日、八野紘海。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。皆様、御着席ください。

証人の方は、書類に御署名をお願いをいたします。ありがとうございます。

それでは、私のほうから人定確認をさせていただきます。事前に出席カードに記入している内容に間違いはありませんか。証人お答えください。

○副町長（八野 紘海君） ありません。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。出席カードのとおりということで、人定確認をさせていただきました。ありがとうございます。人定確認を終わります。

簡単な説明で構いませんので、証人の方の経歴というか、ざっくりで構いませんので経歴をお願いをいたします。

○副町長（八野 紘海君） 旧椎田町役場に入庁し、椎田町役場各課の課長をして助役をし、副町長、そして合併時は職務執行者でございます。その後、築上町の副町長として現在に至っています。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。それでは、私のほうから代表して質問をさせていただきますので、どうぞよろしく……（「委員長、発表を求めます」と呼ぶ者あり）宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 法律及び規則によると、百条委員会の証人は原則として資料を見ての発言は許されないことになっています。証人は既に資料を広げておって、そのルールを知らないようなんで、委員長のほうから注意をお願いします。ただし、委員長の許可がある場合は、資料を見ての証言を、今までも許可してありますから、資料を見たい場合は委員長の許可を得るよう、注意をお願いいたします。

○委員長（武道 修司君） はい。証人、資料を持って入られているということですが、資料を持って入らないと分からぬ部分があるということでよろしいですか。八野証人。

○副町長（八野 紘海君） 皆さん方は資料をいっぱい持って、職員の証人のときに入れ替わり立ち替わり証人に質問していましたけど、私は資料というんじゃないなくて、今日私が言うべきことのペーパーを持ってきました。資料ではありません。（「いや、それも許されないはずです」と呼ぶ者あり）冗談やねえよ。なら、あんたたち資料を（「隨時許可が」と呼ぶ者あり）全部、（「許可が要るはずです」と呼ぶ者あり）全部、全部、のけてくれ。

○委員長（武道 修司君） 八野証人、これは民事訴訟法の法律に基づいて今話をさせてもらっていいるんです。私はだけん悪いと言っているんじゃないんですよ。それがないと説明ができないん

であれば許可はしたいと思いますが、それが必要であるという……（「委員長、資料なら分かるんですけど」と呼ぶ者あり）はい、ならいいです、それいいです。（「あらかじめ用意された文書はまずいでしょう」と呼ぶ者あり）いいです。ちょっと。

○副町長（八野 紘海君） いやいや、それはもう資料ですので。

○委員長（武道 修司君） 八野証人。はい、どうぞ。

○副町長（八野 紘海君） 資料ですので、これを基に意見を述べさせていただきます。

以上です。

○委員長（武道 修司君） それでは、その資料については許可をしたいと思います。

それでは、早速、質問をさせていただきます。

まず最初に、先日、調査特別委員会で中間報告をさせていただきました。その中間報告を八野証人も見られているというふうに、内容を確認していると思いますが、どのように思われたか説明をお願いをいたします。八野証人。

○副町長（八野 紘海君） 今、委員長が言いましたように、傍聴していないものもございますし、会議録、議事録を全部見ていない中では感想ということは簡単に述べられませんが、私が傍聴した中において、間違いであるとか怪しいなと思われる部分については意見、指摘をさせていただきます。いいですか。

○委員長（武道 修司君） すみません、ちょっと最後よく聞こえなかった。

○副町長（八野 紘海君） いや、意見、指摘をさせていただきます。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 今日させてもらう。調査してもらう。（「指摘」と呼ぶ者あり）

○副町長（八野 紘海君） 指摘。

○委員長（武道 修司君） 指摘を、職員にということですか。（「この委員会に」と呼ぶ者あり）この委員会に。（「報告書に」と呼ぶ者あり）報告書に指摘をする。（「今してもらつたらいい」と呼ぶ者あり）

○副町長（八野 紘海君） いや、報告書に。の中の間違ったり怪しいなと思っている部分については、意見をさせていただきますということです。

○委員長（武道 修司君） 今日は証人喚問ですので、証人のほうから意見を言う場じやありませんので、意見があれば後日、文書で正式に百条委員会のほうに、調査特別委員会のほうに申出をお願いをしたいというふうに思いますのでよろしくお願いをいたします。（「副町長、意見じやないんですよ。どのように思われましたか」というふうに（聴取不能）と呼ぶ者あり）

○副町長（八野 紘海君） そうですか、そんなやったか、話。（「そう、それを意見で言ってください」と呼ぶ者あり）はい。

○委員長（武道 修司君） だから、その意見があれば後日また。（「いや、どのように思われましたかについて」と呼ぶ者あり）

○副町長（八野 紘海君） いや、今言わないと。後日とかなんとかあったもんやない。（「委員長、池亀委員が言っているのは、質問に答えずに関係のないことを発言されているから、質問に答えてくれと言いたい」と呼ぶ者あり）

お答えをしますということですよ。

○委員長（武道 修司君） だけん、どのように思われたかという質問をしているので。

○副町長（八野 紘海君） いや、思ったことを質問しますということです。

○委員長（武道 修司君） いや、だから質問はできないんですよ、証人のほうからは。

○副町長（八野 紘海君） まあ思ったことを言います。

○委員長（武道 修司君） はい、思ったことをどうぞ言ってください。

○副町長（八野 紘海君） はい。だから、委員会のやり方について思ったことを言います。1対6で委員全員から質問されております職員は萎縮をしており、またかわいそうにも思うし、後ろから見て、背中が寂しくも感じました。そして中立委員も置くべきではあるとは思っています。例えば弁護士等でございますけど。それは私を含め、法律の専門家でない者が司法を弁護士に相談することなく、立証できるというものでもないので、公文書偽造、談合、業者との癒着、偽証等の言葉を頻繁に使い、いかにも職員が悪いと決めつけているように感じました。言葉遊びではありません。ただ、法律の素人がやたら使うものではないと思います。誰か資格があるの、質問はできんの。ということで、公文書偽造罪、談合罪、業者との癒着、偽証罪、具体的な内容で、何を根拠で立証できると思ったから頻繁に使ったのか、それとも適当に使ったのか、具体的な見解を後日示してください。各ページには根拠法が書かれていますけども、それでは分かりません。

そして、今から私が証人として出た職員の感想を述べさせていただきます。

証人A。公文書偽造である、偽証罪になるなど犯罪者であるかのような言われ方をした。脅しのようなことも言われました。誘導されるような質問もありました。私1人に相手が6人、中立もいなく、入れ替わり立ち替わり揚げ足を取られ、誘導され、一方的に痛めつけられるのは苦痛以外になく、冷静に対応できませんでした。公文書偽造、談合、虚偽と立て続けに責められました。罪を犯しているような気持ちになり、悪いことをしたような供述となってしまいました。罪の意識と逮捕、免職等の恐怖に襲われています。

証人B。ありのまま回答したにもかかわらず、偽証しているかのようなと言われ方をされるのは苦痛だった。人をばかにしたようなしぐさをされた。不快感や罪悪感、精神的な苦痛を感じた。

証人C。全体的なあの状況で聞かれたことに対し、冷静に回答することは難しい。公文書偽造や何何罪などと言われ、どういう形で公表され、処分等がされるか不安が尽きない。業者との癒

着や不正が疑われることに納得はいかないものだった。精神的にきつい。

証人D。6対1でかなりの威圧感がある。一方からの、自分たちの都合のいいように聞き取りだけを基に質問してくる。反論してもやにやされ、受け入れるつもりがないことを感じる。緊急時の対応について問われたが、担当または施設を管理している者が故障時にどれだけ必死に思いつく限りの短期復旧対応、安価で修繕しているかを説明しても、そんなに必要がないのではないかという程度であり、言っても無駄だと思った。

これが職員の証人喚問における感想でございます。

その結果、一人は、逮捕されるのではないかという不安、恐怖で精神的な不調で休んでいます。一人は、証人として呼ばれることの不安で休みに入っています。

膨大な資料要求、証人喚問等の内容で、職員の士気は低下もしています。通常業務も支障を来しています。町にとっても大きな損失でございます。

まちづくりは、議員と職員、議会、執行部が両輪で進めるべきだと思いますが、いがみ合ってどうしますか、穴を掘って。法令の範囲内のことと事務改善で済む話であると思います。

今現在、産休、育休、病休等で14名が休んでいます。それプラス2名、16名です。ギリギリです。非常事態です。これ以上、犠牲者が出でたまいません。職員はよく頑張っていると思います。褒めてやらねば人は動かないということです。私の好きな山本五十六の言葉に、「やってみせ、言って聞かせて、させてみせ、ほめてやらねば人は動かじ」です。今は真反対のことをやっているじゃなかろうかなと思っています。

最後に、私が退院後、他町のベテラン、議会のベテラン経験者とメタセの杜で会い、その方から「築上町はおかしなことをしているな」と、「思惑あってしているからな」と言われました。情けなかったです。思惑とは、町民は選挙絡みと言っています。白けます。

以上です。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。ここで私も全てに反論をしたいんですが、反論をする場じやありませんので、今日は証人喚問で、質問させてもらう立場ですから、後日、今八野副町長から出された文書につきましては、正式な文章で申入れをしてください。全て回答させていただきたいと思います。

それと、まず、基本的なところをお話しします。1対6という話をされました。これは百条委員会なんです。場合によっては、議員全員で1人の方に証言をお願いする場合もあります。ただ、そういうふうな形を取るとプレッシャーがかかる、公開をすると本人にプレッシャーがかかるということで、非公開で、なおかつ人数もこの6名でということで特別委員会を設置しているということを御理解ください。公開で職員にプレッシャーをかけたのは、町長のほうから公開してくれということで言われたんで、そこの部分は先日回答させてもらっているふうな状況ですので、

御理解のほどよろしくお願ひをいたします。後日質問を出していただければ、回答させていただきたいと思いますのでよろしくお願ひをいたします。八野証人。

○副町長（八野 紘海君） これは私のメモですので、資料提出ということはいたしません。ただ、会議録だけは残しておいてください。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 質問をする場合は、正式に質問でお願いをしたいというふうに思いますが、我々も回答をしっかりとしたいと思いますんで、後日、正式な形で町長名で質問をお願いをしたいというふうに思いますのでよろしくお願ひをいたします。

○副町長（八野 紘海君） それはおかしくないですか。職員に対して資料も持つな、何も持つな、あなた方は資料いっぱい持って、膨大な資料を要求して……。

○委員長（武道 修司君） 証人。

○副町長（八野 紘海君） 質問する……。

○委員長（武道 修司君） 証人。質問に答えていただくのが今日、証人喚問なんです。

○副町長（八野 紘海君） 以上です。次に行きますか。

○委員長（武道 修司君） はい。田原委員。順番。

○委員（4番 田原 宗憲君） 証人のときに最低限の起案の資料は百条委員会から渡して、自分たちもそれを基にこの件ですよということで一応しているので、一方的に資料がないというのは、そういうあれじゃないので、お願ひします。

○副町長（八野 紘海君） いいですか、委員長。

○委員長（武道 修司君） いや、これ質問なんで、ここは言い争いをする場じゃないんで。あくまでも申出があれば正式に申出をお願いをしたいというふうに思います。

それでは、2番目の質問です。

現在休職中の職員K氏により、内部通報、公益通報の話があったと思いますが、中間報告書にも書かせていただいております。その対応を八野証人はなぜしなかったのかを説明をお願いをしたいというふうに思います。八野証人。

○副町長（八野 紘海君） 一つ質問があります。公益通報者保護法以外にある根拠とは何ですか。ちょっと誰か答えてください、6名もいますから、分かると思いますけど。

○委員長（武道 修司君） 質問の場じゃないんで。証人、答えてください。現在休職中の職員K氏により内部通報、公益通報の話があったと思いますが、なぜ対応されなかったのかをお答えください。

○副町長（八野 紘海君） いや、その根拠たる法は、皆さん分かっていなければこういう議論はできませんよ。（「委員長、私から、私からも発言させてください」と呼ぶ者あり）宗議員、

ほかの根拠たる法は何ですか、言ってください。（「委員長の許可がなければ私は発言できません」と呼ぶ者あり）あんた勝手に何やかんや言いおるやん。（「だから今、委員長に発言を求めているじゃないですか」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） 八野証人。先ほど、議会と地方執行部は両輪ということと言われたのに、八野証人、今けんか腰で話をされていますけど、我々はしっかり調査をして、内容が適正なものなのかどうなのか、業務がしっかり遂行されているのかどうなのか、町民の人たちから信頼される町になるかどうかで今、この調査特別委員会をやっているんです。その上で今調査をしているんで、その点のところを御理解をいただきたいというふうに思います。

質問です。我々が知っている知っていないという話じゃないです。現在休職中の職員のK氏により、内部通報、公益通報の話があったと思いますが、なぜ対応されなかったのかをお答えください。八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） それは私の質間に答えなければ前に進まないと思いますよ。この質問は。いかにも私並びに古市氏がやっていなかつたというようなことを30ページ、31ページ、47ページに大きく書かれていますけど、しかも、議会の映像とは別に映像まで流してくれていますけども、その根拠たる法を知らないでこういう記述をしたのか、それは答えてください、ちゃんと。宗委員、分かっているなら答えてください。

○委員長（武道 修司君） 答え、何というか。証人、本日は百条委員会の証人喚問なんです。法律の話をするんであれば、法律に基づいて、この質問にお答えをいただきたいというふうに思います。八野証人。

○副町長（八野 紘海君） だから、公益通報者保護法以外に、我々がしなかつた根拠たる法がどれかというのを聞いているんですよ。それは何もなくて、私やら古市氏が悪いというのを決めつけられるのは、とてもじゃないけど耐えられませんよ。ここで、どういう法でどういう根拠で、具体的な内容はこうで、ほいで通報者の責務はどうだとか、そういうものがないと、ただ我々が採用しなかつた。世間話を見たから、立場話を見たからとかいう感じで、嫌いな上司を私は好かんで内部通報をされた日にはたまたもんじやないですよ、職員は。こんな組織はがたがたになりますよ。だから、どういうことで、いつどこで誰が何を、どういうことをしたのか、どういうことをしようとしたのか、そしてそれについて確たる証拠があるのかないのか、それを言って、私が落ち度があるのかないのか、誰か説明してくださいよ。吉元議員、詳しきつたら説明してくださいよ。（「吉元議員。あ、吉元議員、後で個別で我々質問できるから、そのときにやりましょう。今は委員長に任せましょう」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） 八野証人。どういうことがとかやなくて、内部通報で動かなかつたということはどうですかと、動いたんであれば動いたでいいんですよ。動いてないよう私たちが

思われるんで、動いたんですか動いてないんですか、どういうふうにされたんですかということを聞いているんです。

○副町長（八野 紘海君） だから我々がなぜ動かなければならなかつたかという根拠を出してくださいちゅうんですよ。

○委員長（武道 修司君） だけん動かなかつたということですよね。

○副町長（八野 紘海君） そんな質問がありますか。ほいけん、こういう法に基づいて、なぜしなかつたんですかという質問ならいいですけど、ただ何もないで動かんやつたんですかとか、そんなこと言えますか。例えば、今日古市氏が来ていますけど、八野は好かんから内部通報すりやよかつたつち、そんなことじや取り上がりませんよ。私が言うたように、いつどこで誰が何を、どういうことをしたのか、そしてその状況証拠を出してくださいといつちいうん。それから上で、どっちが悪い、いいか悪いかの判断せな、誰も答えが出らんのですか。（発言する者あり）

○委員長（武道 修司君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 吉元議員、何かあつたら言ってください。

○委員長（武道 修司君） 八野証人、今私の質問しているのは、先ほど、何回も言いますけど、内部通報、公益通報があったと思いますが、本人がこれ証言しているんで、本人が内部通報をしたと、公益通報をしたと言つて本人が言つてゐるんです。それで、その対応をされていないようと思えるんで、職員と業者の癒着があつたということを古市前産業課長と八野証人に話に行つたということですけど、その対応をされていないんで、されていなかつたように思われるんで、本人もそういうふうに言わされているんで、その対応をされたのかされなかつたのか、もしそれでいないんであれば、どのような考え方でされなかつたのかを教えていただきたいということなんです。

○副町長（八野 紘海君） それは職員の推測だけでやつて、ほいけん私……

○委員長（武道 修司君） 八野証人。八野証人、手を。

○副町長（八野 紘海君） だから言いますよ。いつどこで誰が何をどういう感じで癒着があつたのか。そして、それに係る状況証拠を出して、そして手続を踏んだのか。手続でないもの、何もペーパーがないものを我々が何できれい、かっこいいこと書いていますけどね、中間報告には刑事告発せえとかなんとか要らん世話を。ほんで、それを何で我々がせないけませんか。そういう前に内部通報者がそれぐらいのことを調べて、我々に手続を踏んでペーパーを出してもらわないと我々は動かない、動けないということです。ほんでそれに係る法は何ですかといふんですよ。そんなんも知らんどうしますか。

○委員長（武道 修司君） 今言われたように、動かなかつたということでいいんですよね。だからそういうような内容が分からぬ、内容の確認もできていないから動かなかつたということで、

どうですか。

○副町長（八野 紘海君） やけん、正規の手続も踏んでいないちゅうことですよ。

○委員長（武道 修司君） 証人、発言の場合は手を挙げて発言をしてください。

正規の手続というか、だから内部通報があったと思われるんですがということでお聞きしているんです。それで動かなかったのか動いたのか、それだけお答えください。八野証人。

○副町長（八野 紘海君） ただ職員の推測だけ、ただ立ち話をしたとかそういう推測だけではこういう大きな問題は動けないということです。

以上です。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。後からほかの方も質問されると思いますが、細かくは証人喚問でそのK氏の方からお話を聞いています。名前も挙げて、誰と誰がどういうところでどういうことをやっているんで、癒着があるんでということを言われたということなんですが、その部分に関してはまた後から質問があるかと思いますが、お答えいただければと思います。正式に本人はどういう内容でということを、特に八野副町長にはお話をされたかと思います。八野証人。

○副町長（八野 紘海君） こここのペーパーに書かれていますけど、令和何年やったかね、1月25日、6年か、5年かな、書いていますけど、私の記録、ペーパーでは、9時から市民委員会、ほいで午後からは広域市町村圏評議委員会ということで、K氏の名前も出しておりませんので、そういうことをきちんとしたのかどうかも記憶にございませんけども、ただ手続を踏んでこないものを我々が取り上げて内部通報をするということはいたしません。ほいで何の根拠でどうしてこうしてこうなったというのを出してもらわないことには、我々3、4、5の答弁はできませんよ。2番が解決しない限りは。どんだけ30ページ、31ページ、47ページ、八野副町長がどうのこうの、古市がどうのこうのつって書いていますけど、皆さん方、それ平気でうそかどうか分かりませんけど、平気で適当なことを書くんですか。ほいけんさつき言いようとき、最初に言ったやないですか。公益通報者保護法以外に何か根拠があってそういうことを書いたのか、誰が書いたのか、それぐらいは説明してくださいよ。そうしないと3、4、5、それ以降の証人喚問もやめてください。そして一般質問もやめてくださいよ。私も強く言いますけど、これは中間報告書やら百条委員会やら解散してもらってもいいですよ。そういう、2番をきちんと片づけてください。

○委員長（武道 修司君） 内部通報があったということは、内部告発で既に我々は聞いております。なおかつ、その内部告発を確認をする意味で、先日証人喚問を行い、その内容を確認しております。全てではありませんが、音声データも残っているし、1月25日は天野氏、名前を言いますけど、総務課の、総務課ですかね、企画財政課か（発言する者あり）、天野氏を訪ねてい

き、それから八野副町長のほうに会ったということで手続を踏んでいますんで、手続も踏まずに内部通報、公益通報をやったということはないかと思います。八野副町長。八野証人。

○副町長（八野 紘海君） 手續を踏んだならそのペーパーがあると思いますけど、そういうペーパーは一切ございません。そのK氏にそのペーパーを持ってきてください。それがない限りは、前も一步も進めませんよ。

○委員長（武道 修司君） 八野証人。内部通報、内部告発とか、文書で正式にしないといけないとかいう法律はないんです。あくまでもこういうふうな問題があったということを通報する。通報された人はそれに真摯に向き合うと同時に、その通報した本人を保護しないといけないんです。これが公益通報者保護法なんです。その保護をしない、保護をしていないということで今回このように載せさせていただいたということなんで、御理解のほどよろしくお願ひをいたします。八野証人。

○副町長（八野 紘海君） だから法以外に何らかの根拠たるものがあって、それに沿ってしたのかということですよ。公益通報者の責務とは何か、誰か答えてくださいよ。責務とは何ですか、公益通報者。

○委員長（武道 修司君） 公益通報の責務と言うんであれば、公益通報の責務が何なのかは、八野証人分かっていると思いますんで言ってください。

○副町長（八野 紘海君） 言いましょうか。皆さん方はその要綱とかは見たことあるんですか。

○委員長（武道 修司君） はい、しっかりと勉強させていただいております。

○副町長（八野 紘海君） そんならさっきの1番目の答え分かっているじゃないですか。

○委員長（武道 修司君） だから……。

○副町長（八野 紘海君） 令和4年（「おうむ返しをしても時間の無駄なんで……」と呼ぶ者あり）5月13日に、いやこれが終わらんと3、4、5は進まれんちゅうんですよ。（「公益通報の内容が……」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） 八野証人。

○副町長（八野 紘海君） ちょっと待ってくださいよ。

○委員長（武道 修司君） 八野証人。

○副町長（八野 紘海君） ほいけん令和4年5月13日告示に、築上町公益通報者保護制度実施要綱があるんですよ。知っていますか、皆さん。知っている方は手を挙げてくださいよ。

○委員長（武道 修司君） はい、どうぞ。

○副町長（八野 紘海君） 知っていたという方は手を挙げてください。

○委員長（武道 修司君） はい、読みました。（発言する者あり）

○副町長（八野 紘海君） 内容は。（「内容ははつきりは把握していませんけど、令和4年にそ

ういうのができたというのは」と呼ぶ者あり) うん。ほいじゃあその上で、対象事実、公益者の責務、読みましょうか。第3条は、「職員等は、当該職員等の職務に関し、次に掲げる法令違反等の事実が生じ、又は生じようとしているものと認めるときは、町に公益通報をすることができる」。そして第4条第2項は、「通報対象事実が生じ、又は正に生じようとしていることを認めることに足りる根拠に基づき、誠実に行うように努めなければならない」。あとは、窓口は、「町長は、公益通報を受け付けるため、総務課に通報窓口を置く」と。ほいで、「従事者は、通報のあった場合において、これを受理し」ということで、ペーパーで認めるに足りる証拠を持ってこないところなんを取り上げられませんよ。ただ私は、町長が好かんとか古市が好かんとか言って、だから総務課に行ってでっち上げて言われた日にはたまたもんじゃないですよ。それでちゃんとした状況証拠がありや別ですけど、そんなん何もないで、あれが立ち話しようとか、ほかに何があるんですか。贈収賄とかなんとかあるんですか。何かあるんですか、吉元議員、答えてください。

○委員長（武道 修司君） いやいや、証人。（「あなたが言うことじゃない」と呼ぶ者あり）いや、あなたが……

○副町長（八野 紘海君） それがないと。

○委員長（武道 修司君） いやいや、（発言する者あり）あなたが誰に答えれとかいうことじゃないんです。これ証人喚問なんですよ。

○副町長（八野 紘海君） だから答え……

○委員長（武道 修司君） 証人。（「委員長、もう次行きませんか」と呼ぶ者あり）法律に基づいてと言われるんであれば、法律に基づいてちゃんと対応してください。

○副町長（八野 紘海君） やけん法律に基づいていないから言うんです。

○委員長（武道 修司君） 法律に基づいて。（「委員長、次の質問に行きましょう」と呼ぶ者あり）いやいや、だから、今日は証人喚問なんですよ。

○副町長（八野 紘海君） 証人喚問なんか何か分かりませんけど、我々は30ページ、31ページ、47ページにびしゃっと書かれているんですよ。読みましょうか、中間報告書を。どんな書かれ方をしつったか。

○委員長（武道 修司君） 八野証人、（「時間がかかるんでやめていいと思います。みんな知つてることなんで」と呼ぶ者あり）八野証人。

○副町長（八野 紘海君） はあ。

○委員長（武道 修司君） 八野証人、（「時間がかかるんで要らんことだと」と呼ぶ者あり）八野証人。

○副町長（八野 紘海君） 要らんことやないよ、こんなこと……

○委員長（武道 修司君） 八野証人。御静肅に。あくまでも今日は百条委員会の証人喚問ですか
ら、証人のほうは質問に答えるようにしてください。質問以外のことに関しては発言を許可いた
しませんので、御注意をしていただきたいというふうに思います。

○副町長（八野 紘海君） はい。

○委員長（武道 修司君） 八野証人。

○副町長（八野 紘海君） 30ページ読みます。

○委員長（武道 修司君） いや、もういいです。

○副町長（八野 紘海君） 令和6年……。

○委員長（武道 修司君） 八野証人、聞こえていますか。

○副町長（八野 紘海君） あ。

○委員長（武道 修司君） 聞こえていますか、私の話が。

○副町長（八野 紘海君） 聞こえていますよ、よく。

○委員長（武道 修司君） 今日は百条委員会の証人喚問ですから、私の質間に答えてください。

八野証人からの質問があれば、後日、町長の名前で正式に質問状を出していただければ、正式に回
答させていただきますので。

○副町長（八野 紘海君） そんな、そんな都合いい話しかないじゃないですか。私が考えたこと
を証書を持ってきて来いと言うんでしょ、ペーパーで。なら内部通報も一緒やないですか。ペー
パーでちゃんと総務課に、さっきから言うように、いつどこで誰が何を、どういう形でしたのか、
証書としたのか、状況証拠を持ってこないと。（「状況証拠がなかったからしなかったちゅうこ
と……」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） じゃないですか。

○副町長（八野 紘海君） ばかなこと言うもんやない。実施要綱読まな。（「いやいや」と呼ぶ
者あり）（発言する者あり）

○委員長（武道 修司君） 証人、八野証人。（「吉元さんに謝って」と呼ぶ者あり）議員に「ば
かなこと言うな」という発言はちょっと聞き捨てならないんで。あくまでもこれ、正式な百条委
員会なんですよ。

○副町長（八野 紘海君） うん。

○委員長（武道 修司君） 百条委員会で証人喚問で証人に質問しているんで、質問にお答えくだ
さい。民事訴訟法にのっとって我々も質問させてもらっていますので、正式な形で質問しますん
で、正式な形で御回答をお願いいたします。

○副町長（八野 紘海君） はい。それじゃあ……。

○委員長（武道 修司君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 私が取り上げなかつたということ、そして、どちらが落ち度があつたかということを誰か説明してください。

○委員長（武道 修司君） だから、質問はできないといふ。

○副町長（八野 紘海君） 何で。（「質問とか」と呼ぶ者あり）それで、（「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）私やら吉市が（「分かりやすく分かりやすく言います」と呼ぶ者あり）全町民に流されていますよ、T i k T o k かなんか分からんけど。（「はい」と呼ぶ者あり）そんなん……（「情報発信なんで」と呼ぶ者あり）何が、（「はい」と呼ぶ者あり）我々だつて、（「してください」と呼ぶ者あり）問いただすの、（「してください」と呼ぶ者あり）問いただすの（「してください」と呼ぶ者あり）問いただしていくんじゃない。

○委員長（武道 修司君） すみません。ちょっと御静肅に。

○副町長（八野 紘海君） 問いただしても悪いといふのは何ですか。

○委員長（武道 修司君） 御静肅に。（「会話にならんってことです」と呼ぶ者あり）後日、今、私の質問しているのは、対応したかしていなかつたのか、なぜされなかつたのかということをお聞きしたんで、今もう既に回答していただきましたんで、この質問は終わりたいと思います。
(発言する者あり)

次に、R D F 施設、リサイクル施設の契約手続を繁永氏が退職時に行ったのはなぜですかといふことで、平成27年に会社を立ち上げ——これ中間報告書にも書かさせてもらっています。28年の2月ですかね、1月か、前の会社が辞退届を出して、3月22日に決裁、起案をして、その日に決裁が終わっているんですね。その翌日に見積書が出ているんです。3月23日に。契約日は4月1日からというふうになっていますんで、もし資料が必要であれば資料を今からお持ちしますんで、その資料を見ながらお答えいただければと思いますが、その点分かればお答えください。八野証人。

○副町長（八野 紘海君） これについては、R D F 施設の契約手続を繁永氏が退職なつていること、これについてはフィールド企画から、スムーズに引き継いだものと思われておりますね。特に、疑義があるということは思つていませんでした。ただ、3、4、5については答えられますけどね。2番が片づかないで、何で3、4、5に行くんですかちゅうんですよ。2番が全然回答しないやないですか。

○委員長（武道 修司君） 八野証人。今日は……

○副町長（八野 紘海君） 吉元議員、言いなさいよ。

○委員長（武道 修司君） 八野証人、八野証人。

○副町長（八野 紘海君） これ誰が書いたんですか。あれやれやら……

○委員長（武道 修司君） 八野証人。

○副町長（八野 紘海君） はい。

○委員長（武道 修司君） 今日は証人喚問で、我々の質問に答えていただくということになっていますんで、もしその回答ができなければ時間は長くなるだけです。一応、目安は2時間程度していますけど、質問に回答がなければ、今日1日でも、また後日でもさせていただくという形になりますんで。

○副町長（八野 紘海君） いや、いいですよ。30ページ、31ページ、47、片づけば。

○委員長（武道 修司君） 質問があれば後日質問をしてください。それで答えられないといふんであれば、いふんであればですね、民事訴訟法にのっとって、虚偽事項をしたのと同じ扱いで刑事告発をしないといけなくなりますんで、御注意のほどよろしくお願ひをいたします。

○副町長（八野 紘海君） それはしても結構ですけどね。

○委員長（武道 修司君） もういいです。答える必要ありません。

○副町長（八野 紘海君） 30ページ、31ページ……

○委員長（武道 修司君） 答える必要ありません。

○副町長（八野 紘海君） そんなばかなことがあるか。

○委員長（武道 修司君） 答える必要ありません。

○副町長（八野 紘海君） 会議が。

○委員長（武道 修司君） 3番目の質問の、RDF施設とリサイクル施設の契約手続を繁永氏が退職時に行ったのはなぜかということで、問題がなかったというふうに今、八野副町長は回答されましたが、現職のときに、まだ働いているんですね。平成28年の3月末までは。その起案書の中にも、平成28年の3月31日をもって退職をされるのでエス・ティ・産業に契約をしたいというのを書かれているんです。そもそもその内容自体が、現職の職員の方が退職をされる、そのエス・ティ・産業は実質的にこの繁永氏の会社ということでいくと、地方公務員法に違反されているのではないかということを先日の中間報告でも指摘をさせてもらっているんですけどね。法律を重視にという八野副町長であれば、この地方公務員法に引っかかっているか引っかかっていないかというのは重々分かっていると思うんですが、なぜ地方公務員法を違反をしてまでこの手続を進めていったのか、なぜ行ったのかを教えていただきたいというように思います。

○副町長（八野 紘海君） それは分かりませんって先ほど答えたやないですか。

○委員長（武道 修司君） 分からない。

○副町長（八野 紘海君） 分からない。スムーズな形で引き継いだものを。何で質問を我々にするんですか。私が質問したのは答えなくて、何にも。

○委員長（武道 修司君） はい。これ……

○副町長（八野 紘海君） ちゃんと私の質問には、2番目を答えてくださいよ。

- 委員長（武道 修司君） ここ百条委員会なんで。
- 副町長（八野 紘海君） 百条は……
- 委員長（武道 修司君） 百条委員会の……
- 副町長（八野 紘海君） どっちが正しいかとかいうんじやなくて。
- 委員長（武道 修司君） 民事訴訟法の規定にのっとって今質問しているんです。
- 副町長（八野 紘海君） だから私が言うじゃない。30ページ、31ページ、47ページ、いかにも副町長はしなかった。何て書いていますか。
- 委員長（武道 修司君） 証人。証人。
- 副町長（八野 紘海君） あ。
- 委員長（武道 修司君） 証人、勝手な発言はしないでください。
- 副町長（八野 紘海君） あの……
- 委員長（武道 修司君） 勝手な発言はしないでください。
- 副町長（八野 紘海君） 非常に大きな責任があるっち書いちょうやないですか。
- 委員長（武道 修司君） はい、責任があると思っています。
- 副町長（八野 紘海君） じゃあ、それをちゃんと説明してくださいちゅうんです。
- 委員長（武道 修司君） だから質問……
- 副町長（八野 紘海君） 誰が書いたんですかっち、2番を。
- 委員長（武道 修司君） 私が書きました。
- 副町長（八野 紘海君） ほんじゃ、その……
- 委員長（武道 修司君） 証人。証人、質問があれば後日正式に質問状を出してください。質問状を出したら回答しますんで。
- 副町長（八野 紘海君） 質問状ってか、今言ってください。皆さんのがる前で。
- 委員長（武道 修司君） いいですよ。今日1日かかりますけどいいですか。
- 副町長（八野 紘海君） おお、いいですよ。じゃあ資料も取らずに今の2番目の質問を答えてください。
- 委員長（武道 修司君） あの……（「委員長、代表質問ですからとにかく質問を」と呼ぶ者あり） そうね。（「短時間でやりましょう」と呼ぶ者あり） そうですね。（「その後で自由質問に切り替わりますから」と呼ぶ者あり） 音声データもありますんで、皆さんに音声データを聞いていただいても構わないかなというふうに思いますが、ここは私もちよつと冷静になって対応させていただきたいと思いますんで、証人、あくまでも本日は百条委員会で証人喚問の場でござりますので、証人については質問にお答えください。質問に対して答えがなければ、虚偽罪、すみません、偽証罪と同じよう、（「虚偽やないですか」と呼ぶ者あり）同じように、刑事告発をされ

る場合がありますので、御注意のほどよろしくお願ひをいたします。

3番目の質問については、問題がなかったという認識だったと。地方公務員法違反に当たっているにもかかわらず認識はなかったということの今、回答だったかと思います。

4番目に、施設修理などで株式会社エス・ティ・産業とT工業株式会社の2者での見積りが多いのはなぜか分かりますか。証人、八野証人。

○副町長（八野 紘海君） 2者が多いのは分かりません。

○委員長（武道 修司君） はい。だからこれは担当者のほうがその2者を選んで、その担当者のほうで対応をしていったということで理解をしたいと思います。

次に、液肥製造施設の管理業務委託を株式会社エス・ティ・産業とT工業株式会社の2者で入札をしていますが、なぜですか。八野証人。

○副町長（八野 紘海君） この施設は、私が平成6年か7年かな、担当して造ったものです。その後、管理についてはカネガエ、キタシロ氏、ほいでシノダ氏に委託をして、最初、当初いろんな人に管理していただけないかということを頼み行つたんですけど、誰も請け負ってくれない、へら持ってくれないという中でカネガエ氏が築後のほうの研修に行って習得をして、それで管理が動いたということで、それ以降、次のキタシロ氏のときも静岡から指導も入って、カネガエ氏も指導したんかな。シノダ氏もそうだと思うんですよ。そんなような形でしてきたものを、先ほどから名前が出てきますK氏については、ぶらぶらしてきちんとした管理もしなくて、ほこりまみれの施設にして、ほいで清掃を私、出したですよ。ほんで、清掃を出す前に突然修繕費が来て、これは何の修繕かちゅうて思った経緯がありますけどね。ほいで、それについては清掃をして、これじやあもう職員に任せてもこれは駄目だと思いましたよ。こんな修繕費は高くつくわ、管理はしないわ、ぶらぶらされた日にはこれはとてもじゃないけど駄目だと。それならもう一般種の給料払っていますんで、それぐらいの金額でなら施設の分かる、理解のある方に任した、管理委託したほうがいいんじゃないかと思って管理委託をしたところです。これを、例えば液肥は東洋クリーンから九電工、RDFは川崎重工から今JFEか、それに変わっていますけど、そこに直接管理委託をすれば、今の金額の3倍ぐらい以上、2倍から3倍ぐらい以上は、総額ですよ、3倍ぐらい以上になるんじやなかろうかなと思っています。だから9万9,000円がどうたらやらこうたらとかそんな細かい話じゃないですよ。大きな金額が、管理委託すれば飛んでいくということですよ。だから、施設の分かっている方を頼んだ。ほいで先ほどもありましたように、夜も昼も緊急時も対応してくれる社であれば、それは職員も頼みますよ。たらたらしている会社とかそんなところには頼みませんよ。町内業者で安心して任せられる業者は職員が発注しますよ。それをああたらこうたらとか、我々から見たら何か事務の改善で執行権の範囲内のこと、重箱の隅こうやってつつきよるげな感じがしますよ。ということで、もうどの職員に任せてもこれは

いかんなと思って、それはスムーズにいかないなと思って管理委託をしたところです。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 管理委託は分かっているんです。先日、古市証人からも液肥センターの管理は八野副町長の提案で管理をするようになったという説明を聞いていますんで、それは分かっているんです。ただ、エス・ティ・産業となぜT工業の2者での見積り、年間で600万円か660万円の入札、600万円で消費税660万円ですかね、で契約金額をされていると思うんです。その契約金額の内容からいくと入札をということでされてきたと思うんですけどね。なぜエス・ティ・産業とT工業というこの会社2者を選ばれたのかを教えていただきたいということなんですね。八野証人。

○副町長（八野 紘海君） 何回も説明させないでくださいよ。その施設を分かっている方にもう頼んだほうがいいなど。そして、これを東洋クリーン、九電工に頼めば、さっきから言うように経費が2倍、3倍になると、全体的にですよ。9万9,000円がどうたら、4万円がどうたらという話じゃないですよ。だって緊急時に、例えば来てすぐ対応してくれますか。上下水道課でも一緒。RDFでも一緒ですよ。今、例えば我々町長と20年間仕事していますけど、住民サービスに支障を來した、大きな支障を來したということがありますか。ごみが入れられない、液肥も入れられない、生活に困ったとかいうことはないと思うんですよ。そいせん、さっき職員のアンケートに、感想文にありましたように、緊急時の対応について問われたが、担当または施設の管理しているのが故障時にどれだけ必死に思いつく限りの短期復旧対応や、それと安価で修繕しているのを説明しても、そんなに急ぐ必要はないのではないかという程度で皆さん方は聞く耳持たなかつたということで、委員会で言っても無駄と職員は思っていますよ。ということです。

○委員長（武道 修司君） 私が質問しているのは、なぜその2者なのか。今の回答でも、何回も同じこと言っているというふうに言われるということは、この2者以外にはほかにそういうふうにできるところがないという認識でこの2者を入札の2者に選んでいるということでおろしいですか。八野証人。

○副町長（八野 紘海君） 何回も言わせないでください。それを九電工に頼んだりすることは……

○委員長（武道 修司君） いや、それはいいです。

○副町長（八野 紘海君） 高くつくち。だから、施設が分かっている方にしたっちいうん。

○委員長（武道 修司君） この2者にしている理由を、だけん2者以外にはないということですね。

○副町長（八野 紘海君） 施設、2者以外には頭に浮かばなかったと思いますよ。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。その2者なんですけど、この2者は協力会社。

通常見積りをして入札をする場合に、協力会社で見積入札をするというのは基本的には官製談合に当たるんじゃないかなというふうに思うんです。で、官製談合に当たる可能性があるんで、この2者を選ばれた理由を教えていただきたいということで質問をしています。八野証人。

○副町長（八野 紘海君） だから、1番目のときに私言ったじゃないですか。職員に対して公文書偽造、談合、業者との癒着、偽造罪だ、ペラペラ法律用語素人が使って職員を責め立てていますよね。ほんと精神的に追い込んで。だから、公文書偽造罪、談合罪、業者との癒着、偽造罪は何の具体的な内容で何の根拠で立証できるかを具体的にその見解を、使った言葉を使ったものを見解を出してくださいいちゅうんですよ。

○委員長（武道 修司君） いやいや、私の質問に答えてください。この2者以外にはなかったということでおろしいですか。

○副町長（八野 紘海君） それは想像でね、さっきからここに出るやないですか。誘導されるような質問もありました、まさしく今そういうことですよ、この職員アンケートで。（発言する者あり）

○委員長（武道 修司君） いや、誘導していないです。2者で見積りをしているから、その2者、何で2者ですかって。（発言する者あり）（「誘導じゃなくて副町長が勝手に言っているんじやないですか」と呼ぶ者あり）

○副町長（八野 紘海君） いや、職員らが言っているじゃないですか。

○委員長（武道 修司君） すみません、職員の話じゃなくて、今……

○副町長（八野 紘海君） いや、職員が。

○委員長（武道 修司君） 私、今……

○副町長（八野 紘海君） 誘導され脅され。

○委員長（武道 修司君） 八野証人。

○副町長（八野 紘海君） 脅されていますよ、職員。

○委員長（武道 修司君） 八野証人、ちょっとよろしいですか。八野証人、今お聞きしているのは、この2者で見積りをしている、入札をしているんですけどね。その2者は選ばれたのは、ほかに業者がないからこの2者しかない。九電工とかそういうところは高くなるから、この2者で入札をしたということでよろしいですかという確認です。お答えください。よろしいですか。

○副町長（八野 紘海君） はい、そういう方向でいいです。

○委員長（武道 修司君） はい。ということで、我々がこの4番目と5番目ですね、質問したのは、この2者が協力会社ということで、協力会社でありながらその2者を選ぶということは、その2者で話し合いをするということなんですね。協力会社ですから。それを前提にする可能性が強いんで、もしそういうことが行われたんであれば、官製談合の疑いがあるということで今調査

をしているということだけ御理解をください。よろしくお願ひをいたします。

○副町長（八野 紘海君） 官製談合って……

○委員長（武道 修司君） 八野副町長、すみません。

○副町長（八野 紘海君） 気安く使わないでください。

○委員長（武道 修司君） いや、気安く使うというか、これ百条委員会ですから、そういうことを今調査をしていますんで、簡単にとかいう話じゃなくて我々も簡単に使っているわけではありません。法律に基づいて、官製談合なのか、公文書偽造なのかとか、そういうようなものが、実際書類の中でも日付が合っていないとか、極端な言い方すれば、修理が既に終わっているものを後日起案をして、後日2者の見積りを取るというのは、これ公文書偽造以外何もないんですよ。だから、そういうふうな部分も含めて我々は今調査をしているんです。それが本当に公文書偽造なのか、今、本当にこれが官製談合なのかどうかが私たちも分からいいんで、それを今調査をして内容を明らかにしたいということで調査をしているということで御理解をいただきたいというふうに思います。

○副町長（八野 紘海君） だから、私が言っているじゃないですか。素人が、資格のない者、素人がですね、公文書偽造罪だの談合罪だの、偽証罪だの業者との癒着とか、何も分からぬまま言葉を使わないでくださいって。そういう言葉で職員を追い込まないでくださいって言うんですよ。

以上。

○委員長（武道 修司君） 我々は正式な……

○副町長（八野 紘海君） さっき言ったと聞き逃さんでくださいよ。その見解を、具体的な見解を出してくださいちゅうんです。

○委員長（武道 修司君） いやだから、これは百条委員会ですから。

○副町長（八野 紘海君） いやいや、そうしないと職員がたまたもんじやないですよ。さっき、このまとめにあるように、誘導され脅され……

○委員長（武道 修司君） 八野証人、八野証人。しっかり民事訴訟法を読んでここに来てください。裁判所じやありませんからまだそこまで強硬なことは言いませんけど、裁判所であれば確實にこれ退席をさせられる可能性がある案件ですので、御注意のほどよろしくお願ひをいたします。裁判所であれば、文書で申出をしてもらったら回答しますよとかは言いませんけど、我々は正式に文書で出していただければ誠意を持って回答させていただきますし、職員の皆さんにも負担はかけているかと思いますが、真実を追求したい。職員の方を守るのは当然ですけど、築上町の住民を守るということはもっと大切ですから。住民の人たちに公平性のない町にするということは我々もできないんで、その上に立って調査をしています。今、素人というふうに言われましたが、

議員の、これは百条委員会で、議員じゃないとできないものなんです。議員以外の方がここにおれないんで、素人というふうな言われ方をされると、我々もちょっと困りますんで。法律で分からぬものはしっかりと勉強させていただきますし、場合によっては弁護士の先生方にもいろいろと御相談もせないけん場合が出てくるかと思います。既に法務省のほうには、私のほうも直接ある人を介して法務省のほうにもいろいろと確認をさせてもらった内容もありますので、八野証人は素人というふうに言われますが、それなりに対応させてもらっていますのでよろしくお願ひをいたします。法律に基づいて証人喚問を行っていますんで、証人も法律に基づいてお答えをしていただきたいというふうに思います。

私のほうから5つの質問は終わります。皆さんのはうから何か質問があればお願ひをいたします。（「委員長、ここで休憩とりませんか。1時間経ちましたから」と呼ぶ者あり）はい。

1時間ちょっとたちましたんで、ここで一旦休憩をいたします。再開は11時15分からといいます。八野証人、あれやつたらトイレのほうをよろしくお願ひいたします。そしたら休憩いたします。お疲れさまです。

午前11時03分休憩

.....

午前11時15分再開

○委員長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

予定ではもう少し早く代表質問を終わる予定でしたが、思った以上に時間がかかりましたので、ちょっと予定よりもかなり時間が繰り下がる可能性がありますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

証人につきましては、本日は百条委員会の証人喚問ですから、証人のほうから質問があれば、後日質問をお願いをしたいというふうに思います。何度も言いますが、あくまでも本日は証人喚問ですから、我々のはうからの質問にお答えをしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、皆さんのはうから何か質問があればお願ひをいたします。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 副町長、随意契約の件数を今調べてもらって、大体多い年で200件以上、少ない年でも180件ぐらいだったんです。過去3年です。多かった件数の年は約1億円弱、9,400万円ぐらいだったんですかね、300万円か、その辺の金額が出ていて、通常の随意契約をするに当たって、要は公平性があるのかないのか、透明性があるのかないのかがスタートなんです。今調べた段階で数字、金額等が出ていて、これは妥当というか、そんなに大きい数字、問題ないなというふうに思いますが。

○委員長（武道 修司君） 八野証人。

○副町長（八野 紘海君） 同じ質問を何回もしないでください、さっきから。だから、言ったやないですか、町内業者で安心して任せられる業者、昼も夜も、緊急時も。

○委員（13番 吉元 健人君） いや、聞いていなくて、件数に対して金額と件数が妥当だったかどうかだったか、副町長が妥当と思えば妥当でいいです。

○副町長（八野 紘海君） 妥当でいいです。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 妥当だった。じゃあ、逆に、さっきから言われています。根拠は町内業者がそこしかなかったという説明でよろしいですか。もう端的でいいです。

○委員長（武道 修司君） 八野証人。

○副町長（八野 紘海君） 調べたんなら聞く必要ないじゃないですか、それ。自分たちは分かっているでしょう、何件か。我々はそんな件数調べたことはないです。こんな質問があるわけ、形式があるわけねえや。

○委員長（武道 修司君） 八野証人、質問に誠意にお答えをしていただきたいというふうに思います。

吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） あくまでも想像で僕は話したくないので、僕は多いと思いますけども、副町長は多いと思わないと思うのか思わないのかを聞きたかっただけです。

○委員長（武道 修司君） 八野証人。

○副町長（八野 紘海君） 我々のここには集計では上がってきません。それで、（発言する者あり）上がってないからそこら辺は担当課長じゃないと。（「上がってないから今言ったんですけど」と呼ぶ者あり）分からない。（「答えをもらえないんでいいですか」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 令和5年度に約230件以上の随意契約があると、僕らも初めて知りました。予想以上に多いなと思いました。件数だけじゃないで、金額も約1億円ありました。それを僕も初めて知って、多いなと思いました。副町長はどう思いますかの質問です。

○委員長（武道 修司君） 八野証人。

○副町長（八野 紘海君） そんな誘導するような質問は答えられません。（発言する者あり）本当やないですか。（「びっくりされていますよ、皆さん」と呼ぶ者あり）何で。
ちょっと待って。私が質問したら答えらんと、どんどん質問しますか、そんな。我々はそんな件数を数える暇もありません。（「大丈夫です。今言ったことに対しての気持ちを聞きたかったんですけど」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） 八野証人、質問に答えてください。今、その件数を見てどう思われま

したかという話をして、八野証人はどう思われたかを教えてください。八野証人。

○副町長（八野 紘海君） 私は、今からの質問に対して分からないと全部通します。（「ありがとうございます。質問いいですか」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 6月議会で一般質問させてもらって、例えばポンプの取り扱う業者が1者しかないとかいう答弁も課長のほうからいただいたて、この3か月で、今まで築上町20年になりますけれども、随意契約の見積りをもらっていない業者が何者か見積りしてくれという依頼があって、改善されているのかなと思っています。

今の答弁によると、全部知らなかつたと答えると言われる所以、もう質問しても意味がないかなと思うんですけれども。当初、改善できるように両軸でやっていくという副町長の言葉を僕は信じたくて、改善できるならいいようになるために皆さんの話を混ぜて、ここがまずかった、ここがまずくない、ここはそのままでいいよねというふうに当初やる予定にしています。当初からいきなり来られてけんかごしになられても、僕らも百条委員会の中で皆さんから聞いた内容を話し合って書類にしていますので、資格がどうとかこうとか言われても、できなくなるじゃないですか、それを言われると。したらいけない理由か何かあるんですか。

○委員長（武道 修司君） 八野証人。

○副町長（八野 紘海君） 私が冒頭に言ったじゃないですか、まだ中間報告で、私も全部、会議録、議事録を見ていない中で、どうですかこうですかと言われても答えられないと。だから、おかしいところは質問、指摘はさせていただきます。全部会議録出て最終報告が出ないことには我々分からんやないですか。参考人も何も聞いていないんですから。

○委員長（武道 修司君） 八野証人、我々が今聞いているのは、我々の中間報告とか、我々の調査した内容に対してその意見を求めているんではなくて、あなた方というか皆さんのが、日常業務の中でどのような業務をされているのかということをお聞きしているんです。その日常業務の中で、その対応が正確だったのかどうなのか、平等だったのかどうなのか、そういうふうな違法的なものがあったのかなかったのかということを今調査をしているんで。日常の業務の中でどのようにされていたかをお答えいただければ構いませんので、よろしくお願ひをいたします。八野証人。

○副町長（八野 紘海君） 決裁区分によって決裁はしていっています。

ただ、中間報告、最終報告が出た中で、我々は決めつけられない。ただ、その中間報告の31ページに至っては、また職員と業者との癒着や不正の可能性の内部通報を対応しなかつた前産業課長古市氏や八野副町長は非常に大きな責任がある。このような問題をするため執行部は内部調査をしっかりとすべきと考える。また、刑事告発や損害賠償も同時に検討すべきである。も

しこのような対応をしない場合は、組織ぐるみの犯罪として疑われる可能性がある。

名誉的な問題もありますので、ここら辺をきちんと片づけないことには、我々は答えられないと言うんです。名誉的な、八野副町長が悪い古市が悪いと3ページにわたって書かれています。それを。そやけ根拠なしに。（「僕を見て言われるけど僕が書いたわけじゃないんですけど」と呼ぶ者あり）根拠なしに。（「僕の根拠じゃないと思いますよ、僕に言っていますけど」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） 八野証人、あくまでもその疑いがある、可能性がある、そういうふうに疑われるということを書いています。だから、真摯に向き合っていただいて、正確にお答えしていただいて、住民の皆さんに、我々は間違っていたんだ、ちゃんとしていたんだということを説明をしていただきたいというのでこの証人喚問を行っていますんで、質問に、今までやられていた日常業務の中のことを正確にというか、説明をしていただければ、住民の皆さんに理解をしてもらえるのかもらえないのかというのはここで明らかになるのかなというふうに思っていますんで、日常業務の中での質問に対してお答えをいただければというふうに思います。

ほかに質問があれば。田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 副町長、冷静に対応お願いします。

ちょっと先に言うときますが、百条委員会としては、証人の証言を基に内部通報と思われるという答弁、文章も多分あると思うんですが。ただ、それに対して副町長は、私は内部通報と思っていたなかつたんなら思っていなかつたというふうに述べたらよかつたんじゃないかなというふうに、その一言で多分終わったのが、いろいろ感情的に発言したら、皆さんちょっと変に思うので。だから、簡単に、手短に返答だけをお願いします。

○委員長（武道 修司君） 八野証人。

○副町長（八野 紘海君） 何回も言いますけど、3ページにわたって古市、八野副町長が悪い悪いとか書かれているんです。これを全町民に流されて、それで簡単に質問はできません。

だから、K氏が言ってきたのも私のノートには記録はない。さっきから言うように、1月25日は10時から指名委員会でやったし、昼からは京築広域圏評議員委員会、ノート書いています。それで、K氏がどういうことを言ったちゅうような記録ないです。だから、簡単に、あいつは不正しようとしたぐらいしか話しかしてないと思うんです。したにしても。そういうものは受け付けられないと言うんです。ただ、正式な手続をもって、書類としてきちんと、状況証拠をもって、総務課に行って、私とここに来たんなら別です。何もないで、あいつは何かおかしなことをしようだけじゃ、取り上げられませんということ。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 副町長、あいつとかいいうのは、職員なんです。やけ、職員のことを副町長の立場であいつとかいいうのはやっぱり言ってほしくない。ちょっとマイク握るのが早い。それで、副町長の考え方として、私は内部通報と思っていないなら思っていない。そのK氏の記憶があるじゃない、K氏がいろいろ証言しているんですが、その事実があったかないかだけを、あるかないかでもう終わりにしたいんですけど。

○委員長（武道 修司君） 八野証人。

○副町長（八野 紘海君） それは休職中ですよね、本人は。ただ、来たような記憶もあるけど、ただ私の毎日ついているノートには10時から自愛の家の指名委員会、14時から京築広域圏評議員会ということで、多分来たんであれば午前中の何時かと思うんですけど、それはK氏に聞いてください。おまえは何時に来たんかちって。（「副町長は全く覚えてない」と呼ぶ者あり）薄っすらあるようなないような記憶です。

○委員長（武道 修司君） いいですか。田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） もうこの質問はこれで終わります。

次に、6月議会で、私が皆さんに分かってもらうために、エス・ティ・産業のフィールド企画が28年2月2日近辺だったと思うんですが、辞退届が出ています。その時点で、エス・ティ・産業の繁永氏が職員を28年3月31日に退職されています。先ほど、副町長はフィールド企画のことやから知らんというような言い方したんですが、このエス・ティ・産業、28年4月1日からの契約の起案が、3月の多分21日近辺に、職員です。2月2日ぐらいにフィールド企画から辞退届が出されて、3月21日か22日近辺に起案が回っているんです。まだ職員なのに。これが地方公務員法に引っかかるんじゃないかと、私、再三、一般質問でしたんですが。これは、証拠があるんです、ちゃんと。職員のときにそういうように、証拠があるんです。

これに対して、先ほどフィールド企画がしたことと言うけど、決裁は、町長、副町長たちが印鑑ついているんです。これについては地方公務員法違反かどうかを述べてもらってよろしいですか。

○委員長（武道 修司君） 八野証人。

○副町長（八野 紘海君） さっき答えたと思うんです。フィールド企画からエス・ティ・産業に移行したことについては、特に不自然、疑義はなかったと、先ほど答えたんです。それを法律がどうたらこうたらというのは、決裁が上がったときに我々はそんなことは考えません。そういうそんな時間もないし。

ただ、不自然ではないということは、フィールド企画さんは知っています、私。共立衛生組合でしたと、住民生活課長補佐から担当していましたし、RDFの施設も液肥も担当していましたんで知っていますんで、フィールド企画の代表者が病気になって誰かおらんかなというような感

じだったと思うんです。跡を継ぐ者が、ほいで繁永さんに行ったということについては、別段、安心して任せられる人であるので移行したということについては、特に不自然ではないということなんです。感想です。そりや、事務については、私は分かりません。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 八野証人、地方公務員法違反に、違反しているか、知らなかつたということですか。

○副町長（八野 紘海君） はい。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 長年、町長、副町長、かなり職員、在籍30年の副町長、20年ですか。半世紀にわたって行政に携わってきたのに、それを御存じでなかつたというのがちょっとショック。いや、首かしげんでも、もう誰が見ても地方公務員法違反ちゅうのは多分間違いなんです。だから、それに対して、私たちがこういう調査をするというふうに思つていなかつたんだと思います。

平成29年12月に私が一般質問をしたときに指摘はしたんですけど、町長、副町長たちに言って、何も問題がないんだろうというふうに私も正直思つていました。

しかし、書類を取つてみたら、元職員の繁永さんが3月31日に職員であるにもかかわらず、起案書にも繁永哲也氏が退職というのが載つてゐるんです。だから、職員が奥さんの会社を、これもちゃんとエス・ティ・産業の社長、奥さんにも確認しております。そしたら、何で会社をつくつたのかと聞きましたら、旦那さんがつくつた、私は何も知らないというふうに述べています。繁永さん本人も、私が興味があつたから会社をつくつたというふうにもう認めてゐるんです。

だから、私たち、百条委員会、決めつけて物事はしていませんし、いろいろ形式上の、6月に私が一般質問した時点で、9割方ですか、内容的には正直200%ぐらいの内容が出てきました。だから、今度の9月の、明日、一般質問があるんですけど、今日本当は聞きたくなかったんです。いろいろあるから。ただ、これに関してちょっと聞いて。

今の証人とかの発言をエス・ティさんとか言われているんですが、それを聞いて、今の考えはどうですか。

○委員長（武道 修司君） 八野証人。

○副町長（八野 紘海君） だから言ったじゃないですか。フィールド企画からエス・ティ・産業に移るに当たつて、特に疑義があるとか言うわけではないし、自然な流れということで、と思っています。それを、今手帳開いてみたんですけど、8年前のことはそんなに覚えてないです、人間。そりや起案書はあっても、記憶の中に覚えていますか、あなた10年前のことを。そんなペーパー持たんで質問してください、皆さん。私がペーパー持つたらああじやこうじや言うのに。

以上です。（「委員長、今の件で関連で質問させてください」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 確かに、昔のことで記憶が曖昧というのは理解できますが、これ、当初は2,000万円弱だったかな。今はいつの間にか膨れ上がって3,000万円以上になっていますけど。当初は2,000万円前後の、とにかくそれにしても大型契約なんです。起案書とか文書、関連文書全部残っているんです。それを我々は見て、その内容から質問させていただいているんです。

それで、起案書の時系列の内容と今の証人の証言を突き合わせて、私から質問させていただきます。

証人は、10年近く前だから起案書の書類の細かい内容は覚えていないとおっしゃった。だけど、記憶の限りで今お話し、証言してくださったのは、当初の運転管理業務委託の受注会社であったF企画さんの社長さんが体調を崩されて、私たちもそのように聞いております。社長さんが体調を崩されて、もう仕事を続けられないという申出があったので、今問題になっている元職員の繁永さんの会社のエス・ティ・産業に仕事をスムーズに引き継いで助かったと、そういう明確な証言がありました。つまり、業務はスムーズに引き継がれて助かったんだと。ですから、それを前提に私は質問させていただきます。

これ、起案書の書類で見ると、年度末の2月から3月にかけてほとんどの書類が起案されているんです。年度末ぎりぎりです。私も手元に書類がないんで、記憶でしゃべります。2月ぐらいに、当初の受注会社のF企画の社長から辞退届が出ました。来年度以降は仕事が難しいと。これ5年契約だったんだけども、5年契約の途中で難しいから辞退したいという辞退届が出て、それから、じゃあ次にどこの会社にお願いするかということで、エス・ティ・産業さんがいいという起案書が上がってきてきて、その起案書は3月だったと思います。そのときには、エス・ティ・産業の繁永さんは定年を迎えていたので、前の年までは清掃センターのセンター長さんだったんではないかと思いますが、嘱託職員でまだ残っておられた。繁永さんが、だから現職の職員なんです。現職の職員であるときに起案が上がって来て、平成28年の3月中に副町長、町長決裁まで決裁が完了して、翌年度の4月1日からエス・ティ・産業さんに契約していいかという起案書が上がってきてるんです。それで、3月中にまだ繁永さんが在職中に、町長、副町長が数千万円の起案書に決裁して、4月1日からエス・ティ・産業の繁永さんが受注して、スムーズに移行が完了しているんです。

ただ、これ非常に問題なのは、会社設立の経緯です。ずっと代表取締役社長をやっている奥様を呼んで聞くと、会社のことはほとんど分からぬ。株主は100%御主人の。（「委員長、いいですか」と呼ぶ者あり）質問の途中です。（「質問と違うやないですか、たらたらたらたら」

と呼ぶ者あり) 質問の途中です。

○委員長(武道 修司君) 証人、マイクを切ってください。

○副委員長(宗 裕君) 記憶が曖昧だとおっしゃっているんで、情報を整理してお伝えしているんです。記憶を呼び覚ましていただくために。

そのエス・ティ・産業は、今回の百条委員会の証言で明らかになったのは、社長だけは奥様の名前になっているけど、株式は御主人である繁永さんが100%持っている。実際の実質的経営も采配も奥様が主人に任せているということで、これ名前だけ奥様なんんですけど、繁永さん御自身の100%会社なんです。株式100%持っているから繁永さんの会社。利益は全部繁永さんのもの。また、実際の運営も繁永さん御自身がやっている。

そういう会社が、F企画が2月に辞退届が出る前の数か月前のその前の年の秋に既に設立されているんです。今の副町長のお話を聞くと、F企画が仕事を続けられないという辞退届から話が始まっているきやいけないのに、既にその受皿となる会社は数か月前に設立されているんです。現職の職員の手によって。名前だけは奥様の名前にして、一見は分からないようにしていますが、実質的には在職中の現職の元センター長が会社をあらかじめ設立して、なぜか知らないけど、会社を設立したら、年明けの2月にそれまで受注していた会社から辞退届が出てきて、3月にとんとん拍子で1者見積りで契約が成立していると。

これは、私は、辞退届が上がる前から、町長、副町長、現場を含めて、フィールド企画、エス・ティ・産業の繁永さんが事前に打合せをしていないと、こんなスムーズな移行はできないと思っているんです。だから、おかしいんじゃないですかと質問しているんですけど、そういう疑念は全て当たらないと。

答えてもらう前に申し上げます。疑いばかりかけられて不愉快だから答えられないみたいなことをおっしゃるんです。私は、今日の証人の答えは、そういう疑いを晴らすような具体的な説明をしてくださるものだと思っていたのに、なぜか疑いかけられて不愉快だから答えられないとおっしゃるんで、証言してくださいないと、ますます疑念は深まりますんで、よろしくお願ひいたします。

○委員長(武道 修司君) 八野証人。

○副町長(八野 紘海君) 10年前の話をたらたらされても、誰も分かるわけないやないですか。

何月何日がどうたらこうたらで、その後、私は書類を広げてみたわけじゃないです。それをああじゃない、こうじゃないと。だから、さっき田原委員が言ったときに、私は10年前のことは記憶にないというか、分からぬと言うんです。

ほいで、さっき助かったとか言う言葉を出しましたけど、私は助かったとかいう発言はしていないと思います。

○委員長（武道 修司君） 工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） 副町長、あんまり興奮せずに、質問をしたいと思います。

先ほど、公益通報の件なんです。証言に来ていただいた職員、今、適応障がいという形で休職していますよね。それは御存じですか。

○委員長（武道 修司君） 八野証人。

○副町長（八野 紘海君） 休職しているのは知っています。

○委員長（武道 修司君） 工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） その彼の証言が、当時の課長に、そういう業務的な癒着だとか、非常に見ていて目に余るものがあるからという相談をしたらしいです。そうしたところがあまり対応してもらえなかつたと。そういう中で仕事がしにくいということで、その彼は、K氏は病んだんだろうということなんです。

その病んでいる休職中にもかかわらず、これは、先ほど来、日時は出ていますが、2024年1月25日、大体10時頃と言っていました。副町長のところにいろいろ相談を来たと。しかし、副町長は、そのことには触れずに、その彼の業務内容とか業務ができていないことを物すごく頭ごなしに怒られて、逆に通報したのに取り合ってもらえなかつたという形でショックでまた帰っています。

現実、私もそれを聞いています。内容は、公表せれと言えば公表しますが、副町長が、一番、私は問題にしなかつて疑問なのが、その彼がこういうことが起こっているんじゃないですかという、職員としてその業務の内容とかを副町長にも知らせているのに、副町長はその業務のことは一切触れずに、彼の仕事ぶり、おまえが悪いんだ、上司からこうだ、ああだということで、私は責任を物すごく転化しているようにしか聞こえませんでした。

実際、彼が言っていることが全部正しいとは私も思っていません。だからこそ、きっちとどうなのかということを調査するなり調べるのが副町長の仕事ではないかなと思うんですが、その点に対しての記憶も全くありませんか。

○委員長（武道 修司君） 八野証人。

○副町長（八野 紘海君） 私は、毎日、大学ノートで、日付、天気予報、何時から何をしたかのを記録しています。1月25日、これを見た中で、予備的に見たんですけど、1月25日、曇り、9時から指名委員会、自愛の家の件で指名委員会を開いた。14時から京築広域圏評議委員会に出席しております。そういう記録はしております。

だから、K氏はどんだけ優秀か分かりませんけども、記憶が、それをきちんと何時に来たとか、何時にこういうことを言ったとかいうのがあるんですかと、先ほどから何回も聞いているんです。勤務態度が悪いといったって、そりや勤務態度が悪かったんです。清掃センターでは使い物にな

らん、ほんで豊前の衛生組合におったから、もうこっちの液肥のほうに配属したんですけども、運転業務はしたということですけど、あとはぶらぶらして、どういう形で言うたか知りませんけど、真面目な職員をつかまえて業者との癒着とか何とか言って、我々が動いたときはどうしますか。そりや、役場職員の組織が崩れます。嫌だから、あいつは業者との癒着しとったとか泥棒したとか適当なこと言われて、調査やらできますか。ほいで警察に行けますか、そりや、人の話を。ちゃんとした証拠がないで、警察に相談行きますか。

今回の件に関しては、弁護士やら警察には相談行きます。こんだけ私を悪く書かれて、いいですよ、へらへらちゅうわけにいかんです。

以上。

○委員長（武道 修司君） 工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） 副町長、証拠があるんですかと今言われましたけど、証拠があるから、証人喚問もして、この情報を得ているわけです。別にどっかのうわさ話を、今、副町長に私がするわけないじゃないですか。先ほど来皆さんが質問している書類にしても、そうです。ちゃんと見て、これは日付がおかしいんやないんかとか、金額的にもどうなのかということの質問をしているわけです。そんなでたらめなような委員会で、ここまでう何十回として、そんなことで職員を呼び出すこともないし、私もでもしたくないです、そんなのは。

ただ、最終的に執行権者である町長、副町長に最後聞いてみようということで、この委員会を今回、今日開催しているわけですから、そこはもう少し、副町長、紳士的にしっかりお互いにそこをしないと、そんなこと知るか、おまえ、みたいな話の、何かけんかごしにしたって、この問題も解決しないし。

今度、証拠を提出しましょう。そこら辺はちょっと委員会でまた話をしてから、もう一度来てもらうようになるのかもしれません、そのあたりは、委員会ではしっかり検討をして提出したいと思います。

○委員長（武道 修司君） 八野証人。

○副町長（八野 紘海君） 工藤委員が令和5年5月13日告示の築上町公益通報者法制度実施要綱を知っていると言っていますよね。（発言する者あり）だから、それに基づいてKが手続を踏んできたんなら、これは内部通報に当たるかどうか分かりませんけども、何にもなしにただの話だけでは、行政としては動かれませんよちゅうことです。今になって、証拠があるとか言ったって、それは駄目です。令和6年1月25日時点で、ぴしゃっと、いつ、どこで、誰が何をしようとしたのか、したのか、それに伴う状況証拠をちゃんと持ってきて話ししたんなら別よ。何もないよ。今からしても意味あるもんかね。

○委員長（武道 修司君） 工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） このK氏が、やはり勇気を持ってこの書面なり証人喚問に来てくれたわけです。ですから、そこは我々委員としてもやっぱり重く受け止めなければいけないし、それが本当にどうなのかということで調査しているわけです。そんな何年前のことを何だかんだと言われても、そりや私らもそのときに副町長が記憶にないよう、私らもそのときにそんな通報があったなんか知るわけないじゃないですか。今こうなって、自分が業務に関してこういう疑念があるからということで、その当時、副町長に相談に行ったという経緯を委員会で取り上げているわけです。

ですから、それは提示せということであれば、提示をさせていただきましょう。

○副町長（八野 紘海君） いや、今になって出すとか出されるとか、それを言われても駄目です。もう数年前の話を。それを、言われた職員はどう思いますか。おまえは業者に癒着しよるからと、その職員を呼んで、お前はいつどこでとか、問い合わせて調査しますか。上の空の話を。書類がないいち何回も言っているじゃないですか。書類があるんですか。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） そういう、今まで、僕と最初、田原委員が、ちょっとこれ随意契約が多いんじゃないかというところから始まって、約2か月半、百条委員会やってきた上で出てきた数字と金額だったりするわけです。

その中にいろんな証言が出てきて、僕、今、この場でも聞かせれますよ、副町長の声。今出せちゅうんなら、ここにあるもん。（発言する者あり）そのときの会話があります。みんなが聞かれていいんかなと思って、そういう、ほぼもうちゃんとやった上で百条委員がやっているんです。

副町長、ちょっと最後まで聞かせてください。僕らには、そういう法律に基づいて何たらかんたらと言うけど、自分は地方公務員法か何とか知らんよと、もうそんな話を僕らしようわけじやなくて、疑わしきものが、より疑わしいものが出たからどうなんだろうという、町の解決策にいっているんです。別に職員をいじめようと思つてしているわけでもなんでもないです。副町長と僕、約束していると思います。職員をいじめようと思つてしているわけじやないです。

ただ、疑わしいものがあるので、真実は一つだけなのに、表と裏の証言が出るので、誰かが嘘をついているんじゃないかなというところに来ているので、町長、副町長たちにどういうふうな判断なのかを、心境を聞きたかっただけです。この一個一個の案件を、副町長が全部知っちょくとか、町長が知っちょくとか、僕も思いません。ただ、今出てきた情報の中で、表と裏、どっちかが、真実は一個やけ、絶対。物事に対して一個しかないんです、答えは。2つ出てきとるから、どう思いますかというのを真摯に聞きようだけなんです、最初から。

それを、副町長は頭ごなしにけんかごしに、法律がどうとかこうとか、自分は法律は知らんやったっち、今さっき言っています、地方公務員法は、俺はそんなの知らんやったっち。委員のみ

んなは全員知っちょう上でしょんかとか言われますけどね、僕、弁護士でも何でもないです。知りません、そんな。

以上です。

○委員長（武道 修司君） すいません、委員も質問をするようにしてください。

○委員（13番 吉元 健人君） 分かりました。質問します、今の。

こんだけ聞いて、何も問題が職員の中でなかったと、副町長はいまだに思っていますか。質問です。

○委員長（武道 修司君） 八野証人。

○副町長（八野 紘海君） 何もないのに、人を売るような行為は私は嫌いなんです。（「重大と思います、僕は」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 人を売るという行為というのが、僕は理解できなくて、書面上で、書類が必要なわけじゃないですか。自治体の契約でもあるし、全てのことに。契約と結びつかないので、皆さんに聞いているわけです。そこに、そのとき、最後まで、まだ質問になってないんで。それをずっと担当者サイドに聞いてきたのがこの2か月半です。いろんなAの意見とBの意見になるわけがないのに、通常Aで終わらなきやいけないのに、AとBが出ているので、こんだけ長引いているんです。簡単に言うと。

中間報告も疑わしいとか、認めているような気がするとか、結局僕らって警察でも何でもないので、調査はできるけど、捜査はできないんです。調査の段階で、皆さんがああじゃこうじゃって、なかなか言えないんです。今の売るとか売らないとかになるんで。法律に僕らは基づいて質問はしているつもりですけれども、素人なもんで行き過ぎた質問になっている部分はあるかもしれません。ただ、聞きたい内容に対してほのめかすようなことが出てくるので、こういうふうに長引いたり、ちょっと端折ったり、中身について聞いてしまうわけです。言ってくれないので。それをまだ副町長を見てないんで、答えは出せませんと言われていますけど。

さっきから、スタートから僕に吉元議員、吉元議員と言いよるけど、僕が提案しただけで、これが数が多くないですかと提案しただけで、僕の決め事で中間報告をつくっているわけでもないし、この先輩議員たちが、僕が言ったことを一々そんな真に受けてするメントですか。僕は公平に取ってくれる委員をしてくれたと、今回議会には感謝しています。

これを踏まえて、先ほどから言っているけど、何一つ改善するような契約は、このいろんな中間報告を見て、これは改善するべきかなというのは思わないという判断でいいんですか。

○委員長（武道 修司君） 八野証人。

○副町長（八野 紘海君） だから、議会の冒頭で、町長は、第三者委員会をもって、例えば、企

画財政課椎野課長の下で事務改善の委員会を立ち上げて改善をしていくかということを今、協議を、話は進めています。

○委員長（武道 修司君） だから、一番最初に聞いたんです。一番最初に、中間報告を聞いてどう思いますかということで聞いて、今になって、それこそ今になってです。今、第三者委員会話しましたけど。だから、ある程度その事務の改善はしないといけないちゅうことは認めているということですよね。それで調査をして、事務改善するために第三者委員会を立ち上げるちゅうことは。ですよね。

我々から指摘を受けて、そのようにしないといけないということになったということですね。一番最初は、もうそんなつもりも何もないみたいな言い方をしていましたけど。八野証人。

○副町長（八野 紘海君） 感想はどうだとかいう中で、そういう質疑じやないじゃないですか。だから、私は思ったことを言って、事務がどうたらこうたらという話は、改善はまた別の話になると思うんです。質問は。そういう質問もなかったじゃないですか。

○委員長（武道 修司君） いや、一番最初そうやって聞きました。

○副町長（八野 紘海君） それは、中間報告に対する感想です。中間報告書にいろいろ書いていますけど、私が一番かちんと来たのは、古市産業課長、八野紘海が悪い悪い悪いいち書いているんです。だから、その名誉回復じやないですけど、そのために内部通報の制度は皆さん方知っていますか、知らないまま書いていますかちゅうんです。それで今になって書類があるとかないとか中途半端なこと言わんでください。

○委員長（武道 修司君） いや、中途半端な話じやないんです。八野証人、我々は中途半端にやっているんじゃないんです。最初から証拠があって、証言の内容と、場合によってはテープ、音源とかそういうのも聞いた上で、その上で質問をしているんです。それで、それが本当に正確なのかどうなのか。話が合わなければ、どちらかが虚偽なんです。偽証なんです。だから、どちらかを、議会としても、百条委員会としても偽証罪で訴えないといけないということになるんです、場合によっては。答えが違うから。だから、その答えを我々は探したいんです。答えを探して、偽証罪とか、そういうふうな虚偽の発言をしたとか、そういうところで我々も訴えたくはないんで。そういうような、我々は罪をつくるところのこの委員会じゃないんで、その上で今質問をして、確認をしているということなんで、そこら辺のところは理解をした上で正確な答えをお願いをしたいということで冒頭からちょっとお願いをしているような状況なんで。分からぬところは分からぬで構いませんが、あくまでも我々の質問に対して誠意を持ってお答えいただければというふうに思いますんで、よろしくお願ひをいたします。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 発言ではなくて、動議というか提案がございます。

これは質問ではありません。委員の皆さんに対する提案です。

当初予定していた 120 分の質問時間がほぼ終わりそうなんです。それで、私、これは今日聞いとかなきやいけないという重要質問も幾つか残しているんです。それで、ここで委員だけで今日の時間の延長を含めて、ちょっと委員会の運営の仕方を協議しませんか。予定時間の 12 時で終わるというわけにはいきませんから。証人の方を待たせていて悪いけど、ちょっと協議したいんですけどいかがですか。つまり延長するならどれぐらい延長するかとか。

○委員長（武道 修司君） 宗委員、どれぐらいありますか。

○副委員長（宗 裕君） いや、もうほかの方の。

○委員長（武道 修司君） ほかの方、何点かありますか、まだ、時間的に。（発言する者あり） ちょっと雑談は。（発言する者あり） その一点だけですか。（「1 点というか、多分長くなる」と呼ぶ者あり） 長くなる。

ちょっと予定が、時間がこれ以上長くなると後にちょっと響いてきますんで、今本当に聞いておかないといけない、今日聞いておかないといけないというとこだけ聞いてください。後日、また足りない部分というか、まだできていない部分に関しては、また後日証人喚問を行いたいと思います。とにかく、最初の冒頭の時間が予定よりもちょっとずれたんで、今日この場で今聞いておかないといけないということだけ短めに質問してください。後日、また証人喚問を行いたいと思います。田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 職員いろいろ、説明員から、証人から来ていただいたんですが、その中で、令和4年度の産業課の起案、10月19日の起案について、何か副町長は報告受けていますか。こういうことを聞かれたとかいう。令和4年10月19日起案分、これについて職員のほうから聞いていますか。

○委員長（武道 修司君） 八野証人。

○副町長（八野 紘海君） 全く記憶がない。いや、分からん、そりや、何を言いよるのか。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 本当に何も聞いていないんですか。

○委員長（武道 修司君） 八野証人。

○副町長（八野 紘海君） ごまかさんではつきり言ったらどうですか、何の話か。

○委員（4番 田原 宗憲君） クローラーのポンプ交換工事です。

○副町長（八野 紘海君） その話は担当課長かそこらに聞いてください。私は聞いてないです、そこら辺は。

○委員（4番 田原 宗憲君） だから、その件を御存じなんですか。今クローラーと言ったら課長に聞いてくださいというふうになつたんですが、当時の課長はいないんです、もう役場から。その方も証人として呼びました。そしたら、印鑑ついているからどうですかという質問をしたら、

多忙過ぎて印鑑をついただけだというふうに述べたんです。だから、今、課長さん、傍聴席いらっしゃるんですが、課長さんの印鑑をつくときに、皆さん、責任を持って印鑑をついているというふうに私は思っているんですが、ただその件に関しては多忙とかいうような言い方をちょっとされたので。だから、それに対して課長補佐が証人として呼ばれているんですが、課長補佐からこういうことを聞かれたというのは、副町長とか町長のほうには報告は来ていないんですか。

○委員長（武道 修司君） 八野証人。

○副町長（八野 紘海君） 今の件は傍聴した中で知っただけで、その当時が、クローラーがどうたらこうたら、私のとこに耳に入っていないです。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） もしかしたら、副町長が入院していたときかもしれない、一応この百条委員会が終わった後に職員の方が町長室に証言確認をしに行っているんです。総務課とか企画財政課長とかの立会いの下。その時点で、もしかしたら町長が聞いているかもしれないんで、その件は町長に確認しましょう。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 時間もありますので、宗委員、時間は。

○副委員長（宗 裕君） 手短に行きます。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 手短にイエス、ノーでお答えできるように質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず、今日の証言の確認です。液肥センターの業務委託は、令和5年から第1施設はエス・ティ・産業に業務委託が始まり、本年度、令和7年度からは第2施設もエス・ティ・産業に業務委託が開始されて、今、2つの施設ともエス・ティ・産業さんに運転管理が業務委託されているんです。それで、私たちはその業務委託に関わる契約の業者選定に関わる過程に問題があるんじやないかという視点で調査をさせていただいているんですが。

業者選定、これ、いずれも随意契約、見積り合わせによる随意契約なんです。ですから、そもそも見積書を提出してくださいという業者を誰が選定指名したのかというのが重要なポイントだと思っていまして。先ほどの証言だと、副町長として詳細にこの2つの業者がいいんだという説明をされましたから、起案書は担当課が作っているでしょうけど、その業者の選定に関しては、指示まではしていないかもしれませんけど、副町長了解の下で業者選定がなされているということで、これは間違いないですね。イエスとお答えください。

○委員長（武道 修司君） 八野証人。

○副町長（八野 紘海君） 了解の下で指示しました。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） これも、くどいですけど確認させてください。本年度4月ですから、記憶が鮮明だと思うんですけど、4月から第2施設もエス・ティ・産業に委託されているんですけど、この業者選定、ここから見積り取れというのも、副町長了解の下ですね。

○委員長（武道 修司君） 八野証人。

○副町長（八野 紘海君） エス・ティが出たら、多分了解だと思いますけど、先ほどから言うように、九電工じや高くつくから、分かっている者にお願いせえちゅうのは言いました。
以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） それで十分でございます。

次の質間に移ります。これは、築上町役場では、清掃センター、下水処理場、液肥処理施設、こういう外部の施設では、先に緊急工事を行って、工事が終わってから起案書を作っている事例が多数見つかったんです。これに関しては、現場の担当者も認めていますし、調査が済んでいる分に関しては、どれが先にやったのと聞いたら、これは先にやりましたと資料も上がってきています。また、お名前出して悪いですけど、この間、既に退職された産業課の元課長さんも、先にやっているのはありますと御存じで認めていたんです。ただし、これが契約をチェックする、あるいは支払いをチェックする企画財政課や会計管理者の方に聞くと、そういうことがあったことを知っていたという明確な答弁はなかったんですけども。

ここまで蔓延していたら、築上町役場では、緊急工事の場合は、先に工事を終わった後で書類が作るというのが常態化されていたとしか思えないんです。長年、この役場に、職員以上に長年いるのは副町長と町長です。全く知らなかつたってことはあり得ないと思うんですけど、全く知らなかつたんですか。

○委員長（武道 修司君） 八野証人。

○副町長（八野 紘海君） 私も、財政係長か、企画係長、管財係長、行政係長したんかな、一応総務課の係長全部兼務して経過ございますが、ただ百条委員会を傍聴する中で、発生の日にちを後にしたとかせんとかということを、課長、係長が言っていますので、おかしなことをしようなど、今はとか思いまして、それについて、いつも職員に言いますように、いつ、どこで、誰が何をどうしたかというのを書かないことには分からんだろうと。損害保険の交通事故と一緒に事故起こした日にちを、今、職員、結構交通事故が多いんですけど、いつ、どこで、どういう形で事故を起こしたか、そこら辺は書かな、さつきと一緒です。内部通報と、いつ、どこで、誰が何をしたかちゅうのを。あれらは、5W1Hか。そういうことは書かないと駄目でしょうということで、今、椎野課長などと一緒に、それについて、おかしな事務規範がありましたら、事

務改善というか委員会をつくって協議をして改善をしようという形で話はしております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 証人からこだわって何遍も発言があったんで、時間がないんですけど、これは言わせていただきます。

我々は、先に工事がやったことを隠した公文書を作つてある。また、事故発生の日にちも現場の証言とも異なる。これは、もう十分に公文書偽造に当たると。疑いを超えて、断定までしていませんけど、私を含めてかなりの委員は、これはもう公文書偽造だと思っているわけです。

それを何の根拠だとおっしゃるから、今、副町長自身も、そういうことがあったとすれば、保険金詐欺のような公文書偽造に当たるという認識をいただけたんで、ありがとうございます。

○委員長（武道 修司君） 八野証人。

○副町長（八野 紘海君） もう一度再確認しますけど、公文書偽造罪、談合罪、業者との癒着、偽装罪等は、具体的にどういう内容で、何の根拠で立証できると思ったから、職員に質問をし、どんどん頻繁に質問したのか、そこら辺を見解をきっちり書いて示してください。それとも、適当に思いついでいたまま言ったのか、そこらは具体的な見解を出してください。

それと、もうあと時間がありませんので、一言だけ言わせてもらいます。

30ページ、31ページ、47ページ、古市課長や私がかなり重大な責任があるとか何とか書いていますけど、さつきから2番目の議論をしていますけど、もし間違いがあれば修正をお願いします。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 副町長は、先ほどから資格とこだわるけど、役場の職員も町長、副町長も我々議員も、法律の専門家でもなければ、ましてや捜査をして裁判所のように有罪を決める機関ではありません。ただ、我々は法律にのっとって住民のために公正な事務を行う義務があります。それと資格はないだろうと言われていますけど、我々は選挙で選ばれた住民の代表の議員という立派な資格があります。議員は専門家じゃないけど、我々も一生懸命法律を勉強してやっているんです。ですから、ちょっとその失礼な発言はできれば訂正させていただきたいが、いかがですか。

○委員長（武道 修司君） 八野証人。

○副町長（八野 紘海君） それは、ちょっと訂正はいたしませんが。

ただ、4人の職員の証言にありますように、職員はかなり傷めつけられ、精神的な苦痛したことですので、頻繁に公文書偽造だの、虚偽だの、談合だの、業者との癒着だの、追い込ん

でいくような発言を私は傍聴しよって聞いています。だから、専門家でない者が安易にそういう言葉を使って追い込むことはできませんと。その議員の資格は分かっています。ただ、弁護士とか何とかの資格があつて言っているのかということを言っているんです。

それと、最後この3ページにわたっての表現を修正してください。それがない限り、中間報告書については問題があるということで、私は思っています。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 中間報告書の後ろのほうに、通報というか、そういうような文言書いていると思います。その文言に関しては、なぜこんなに厳しく百条委員会が同じようなことを聞くかといいますと、はつきり言いますと、産業課の令和4年10月19日の件が、この中間報告書の後に多分値するんだろうと思います。今、副町長が訂正してくれと言っていますが、副長が知り得てない産業課の令和4年10月19日起案の分が対象ということです。だから、百条委員会はこの報告書を訂正することは多分ないと思います。

以上です。

○委員長（武道 修司君） ほかにないですか。八野証人。

○副町長（八野 紘海君） 今、日付何日と言いました。（発言する者あり） それ、私のノート開いていますが、私の名誉回復といいますか、これはどうしてくれるんですか。

○委員長（武道 修司君） 我々は、証言を基に中間報告をしています。もし、その証言が間違えた証言があれば、その方に対して偽証罪の適用ということになりますんで、議会としては、証言が食い違つて、どちらの証言が正しいか間違つているか、場合によっては両方とも行き違いがあるのか、そこら辺はちゃんと調査をしてやっていきたいと思います。その結果については、調査内容ですから、我々が調査内容を偽造したりとか、調査内容を隠したりとか、そういうことはできませんので、公にしていきたい。

あと、今、ビデオ編集というか、できればユーチューブもと思っていますんで、全ての証人喚問、その他も全て公開をしていきます。その証人喚問も公開をされますんで、その中でその証言がおかしいとか、どうこうというのがあつたら言ってください。それで我々もまた調査をしますんで。

今日は、あくまでも基本的なところを質問をさせていただいて、どこまでの副町長が認識があつたのかないのかというところは聞きたかったなということで、今日、証人として来ていただいて、ある程度のところは聞けましたが、あと細かいところで、委員の皆さんもまだ聞きたいというところがあるようですから、また後日、また日にちを設定をさせていただいて、証人喚問においていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひをいたします。

あくまでも、我々は職員が仕事しやすいようにということは当然ですけど、住民の皆様に対して公平公正な、また住民の皆さんから信頼のおける築上町でなければいけないという観点から今調査をやっていますんで。先ほども、第三者委員会を立ち上げるという観点からいえば、事務処理が完全ではなかったという部分もあるんだろうと思うんです。そういう点も踏まえて、しっかりと百条委員会として、調査特別委員会として指摘をさせていただきながら、いいまちづくりができればなということで考えていますんで、今後とも調査に対しまして、御協力のほどよろしくお願いをいたします。

以上で、証人……（発言する者あり）先ほど最後ち言いよったけど。八野証人。

○副町長（八野 紘海君） これについては、証人喚問と百条委員会については、私も弁護士、司法等と相談をしていきたいと思いますので、そこら辺は御了承をお願いします。

職員のせっかくのヒアリングした言葉も、これも各課長に流して、委員会としての内容も報告したいと思いますので、御了承のほどお願いします。

以上です。

○委員長（武道 修司君） どうぞ、そういうふうにしてください。我々もそうやって公になったほうが、住民の皆様に知っていただいたほうがいいかなというふうに思っていますんで、どうぞよろしくお願いします。

また、今までの証人喚問等については、ユーチューブ等で配信ができるように今準備をしていますんで、またそういう部分で見ていただければというふうに思います。それが、我々が脅迫したような、また誘導したようなふうになっているのかなっていないかも御確認もできるんではないかというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上をもちまして、本日の午前中の証人喚問を終了いたします。

八野証人、大変長い時間ありがとうございました。今後ともまたどうぞよろしくお願ひいたします。どうもお疲れさまでした。

ここで一旦休憩といたします。再開は午後1時からといたします。お疲れさまでした。

午後0時17分休憩

午後1時00分再開

○委員長（武道 修司君） 定刻になりました。休憩前に引き、続き会議を開きます。

証人喚問の続きです。午後からは、新川町長に出席をしていただいて証人喚問を行いたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

午前中に引き続きですが、午前中と同じように120分程度をめどに質問を行いたいと思います。最初に私のほうから質問させていただきます。不明な点がありましたら、各委員さんから質

問をお願いをいたします。

それでは、証人の方に入場していただくようにお願いをいたします。

[証人 入室]

○委員長（武道 修司君） どうもお疲れさまです。

それでは、ただいまから証人喚問を始めたいと思います。

新川町長におかれましては、日夜大変お忙しい中に、当百条委員会の証人喚問ということで出席をしていただきまして、誠にありがとうございます。午前中は副町長からお話を聞きしたんですが、なかなかかみ合わないこともありますて、時間がかなりかかってしまいました。証人喚問ですから、質問を私のほうで出しますんで、率直にその質問に沿って回答いただければなというふうに思います。

また、証人のほうから我々のほうには質問ができないんで、その点も御理解のほどよろしくお願ひいたします。もし質問があるようであれば、後日文章で出していただければ回答をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、私のほうでここで証人喚問についての注意事項をお話しをさせていただきます。説明をさせていただきます。

宣言をした証人が虚偽の証言をした場合は、偽証罪の対象となります。民事訴訟に関する法令の規定では、3か月以上5年以下の拘禁刑に処するということがありますて、そちらが準用されるということになりますので、御注意のほどよろしくお願ひをいたします。

宣誓拒否、証言拒否ができる場合がありますが、それ以外では、証言拒否をした場合は虚偽の証言を行った場合と同じような罰則がありますので、御注意のほどよろしくお願ひをいたします。

それでは、証人の方の宣誓をお願いをいたします。

委員と証人の方は御起立をお願いをいたします。

宣誓をお願いいたします。

○町長（新川 久三君） 宣誓、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和7年9月8日、新川久三。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。皆さん、御着席お願ひいたします。

証人の方は、署名捺印をお願いをいたします。（発言する者あり）町長撮らなくていいですか。言つていただければ事務局が撮るかと思ひますんで。いいですか。

それでは、人定確認をさせていただきます。出席カードに記入をしていただきました氏名、住所、生年月日、職業に間違いはございませんか。新川証人。

○町長（新川 久三君） 間違いありません。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。ここで人定確認を終わりたいと思います。

証人に簡単な経歴を説明をしていただければなというふうに思いますので、今までの経歴を簡単に説明をお願いをいたします。簡単で構いません。新川証人。

○町長（新川 久三君） 昭和44年に役場に入庁いたしまして、退職が平成10年11月4日付だったと思います。そして、あと町議会議員に平成11年4月から平成14年12月まで町議会議員をしておりました。平成14年1月に町長に就任をいたしました。そして、合併後、平成18年2月12日に就任をして現在に至っております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。

それでは、私のほうから委員会を代表して質問させていただきます。証人は、基本的に民事訴訟法からいくと、この会場内に資料の持込みは基本的には駄目だというふうになっているんです。民事訴訟法は。説明をするのに、どうしても資料的なものが必要ということであれば、許可が必要になりますが、どうされますか。新川証人。

○町長（新川 久三君） 一応、資料がないと答えることはほとんどできないと思います。そういうことで資料を持ち込んでまいりました。記憶だけでもうほとんど記憶にないという形になっております。

○委員長（武道 修司君） 資料を基に説明をしたいということでおろしいですか。ということで、資料の持込みの許可をしたいと思います。

それでは、早速、代表して質問をさせていただきます。

質問については、通告をさせていただいておりますので、通告に基づきまして質問させていただきます。

まず、最初に調査特別委員会の中間報告を聞いて、町長はどのように思われたのかをお聞きしたいというふうに思います。新川証人。

○町長（新川 久三君） これは、どのように思われたかという形は、基本的には民事訴訟規則に関わる、それぞれ争点に関係ない質問じゃないかなと思いますけど、いかがなもんですか。

○委員長（武道 修司君） 争点に必要か必要じゃないかということやなくて、中身が、特定業者との随意契約に関わる調査特別委員会の中間報告なんです。その中間報告を踏まえて、それを見て、その随意契約が適正だったのか適正じゃなかったのかとか、今まで事務処理が適正にできていたのかできていなかつたのかとか、そういう感想があると思うんです。これを見て何も感想がないということはないかなということで、どう思われますかという質問ですから、全然趣旨にのつとっていないということではありませんので、御理解の上、御回答をお願いいたします。新川証人。

○町長（新川 久三君） 随意契約に関しては、全て財務規則どおりやられておるということで、

私は、この財務規則遵守した職員の契約は私は正しかったと、このように思っております。

それと、もう一つ、感想と書いておるんで、まだ副町長や私がこの証人に立っていないのに、中間報告は既に町長、副町長は知っておきながら地方公務員に違反しているという形になれば、この中間報告はおかしいなど。私がまだ証人尋問やってないのに、そこを知ってるという形でもう断定したもう形がなされておるということがございます。ここはどうしてかということで、質問できないということで質問はしませんけど、これが私が感じたこと。

それから、基本的には、この百条調査委員会は、随意契約の実態を解明するというのに、もう既に地方公務員法違反、それから公文書偽造、有印公文書偽造、官製談合と、これに当たるというふうな推測がなされるとということで、こういうことは百条委員会が位置づけるものじゃなくて、これは司法が位置づけるものであって、百条委員会の権限外のことだろうと、このように考えておる次第でございます。

まだまだたくさん感じたことはありますけれど、委員会の中立性というのがございますが、委員会は中立でないと、このように考えて、もう既に物語をつくり上げて、これに筋に沿った、いわゆる司法まがいのやり方でやっておるんじやなかろうかなと、これが私は大いに感じられたということで、そういうことで一応私の感想は以上でございます。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。

事務は適正に行われていたというふうに今、証人が言われましたが、適正に行われていたんであれば、9月議会冒頭で、第三者委員会を立ち上げて、今までの事務処理等をしっかりとやつてするために内容等を精査して、今後に生かしていくたいということで、第三者委員会を立ち上げて内部調査をやっていきたいというふうに冒頭言わたんじやないかなと思うんですが。それは、事務処理が適正に行われていたんであれば、そういうふうな委員会をつくったり、内部でいろんな協議をする必要はないかと思うんですけど、それはどういう意味合いになりますか。新川証人。

○町長（新川 久三君） この問題は、議会の皆さんがあの百条委員会まで立ち上げて問題をするということで、まだ理解がなかったかなというふうに考えておりますんで、外部委員会を立ち上げて、この中でもうちょっとさらに住民の皆さんのが理解のいくような形のさらに細かい決め事をやっていこうという考え方を持って立ち上げていこうと、このように私は言明したところでございます。
以上です。

○委員長（武道 修司君） 次の質問もちょっと第三者委員会の関係ありますんで、次の質問に入りたいと思います。

第三者委員会で調査される、事務改善をしていきたいというふうに言われていましたが、いつからどのような体制で、どのような内容でしていくのかを教えてください。新川証人。

○町長（新川 久三君） まだ、中身というのは、5名程度の委員を学識経験者等を集めながらや

つていこうかなというようなことで、一応そういう形の委員会をつくっていこうかなと考えておるところでございますんで、まだ任命も何もしていないんで、申し上げることはできません。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 5名程度で調査したいということなんですが。どのような中身を調査して、どのような改善をしたいというふうに思っていますか。新川証人。

○町長（新川 久三君） 他町村の他の自治体の例等を勘案しながら、もう少し改善する必要があるんかなという、皆さんが疑惑を持たれないような形での改善をやっていこうかなと。今、議員の皆さん非常に疑惑を持っているという形で、一般質問で出まして、百条委員会を設置を決議されて、これも全会一致で決議がされたということの中で、全会一致というのはちょっと私はこれ問題あると思っております。

というのは、議長の裁定が、基本的には、賛成意見ないですか、反対意見ないですかと、いや、反対意見ないですか、賛成意見ないですか、反対意見がないので、議長がもう即座にこれは採択しますという宣言をしたということで、その後ある議員がちょっと議長待ってという話がございましたけど、受け付けられなかつたということがあった。そういう前例があるんで、基本的には、とにかく皆さんの理解が得られるような形のものを私はやっていこうと、このように考えておるところでございます。

○委員長（武道 修司君） 証人にちょっとお話をまずしておきます。

議場の運営に、今、クレームというか、議場の判断が悪かったというふうにありました、質疑、討論、採決なんです。討論がない場合は、簡易採決というのは、これもう町長もよく御存じだろうと思うんです。簡易採決で、採決もしなくて、議長が採択をした、可決をしたということではありません。簡易採決で、御異議ありませんかという、これ議事録もそうやって載っているんです。いかにも我々が違法な議会を、間違ったやり方で百条委員会をつくったみたいな言い方を今されましたが、御異議ありませんかということで、異議なしということで、そこで議長が異議なしと認め、百条委員会の設置をちゅうことで可決しましたんで、法的な、というか議会のルールとしても何ら間違ってもないし、後から自分とすればというふうな意見もありました。ただ、議事の流れ、その他は間違った運営はしていませんので、当然その場におられた新川町長も御存じだろうと思うんで、その点だけは御理解をお願いをいたします。

次に、第三者委員会はまだ全然方向性が見えていないということと、あと事務処理の中で、実際、百条委員会の中でもいろんな指摘も踏まえて、多分、今後やっぱり住民の皆さんから信頼される町にするために事務改善をするべきだろうということで立ち上げたいという発言だったと思います。

まだ、これから先、第三者委員会を立ち上げて調査されるということですので、今後しっかりと

とした方向性、また住民の皆さんから不審に思われる体制づくりをしていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひをいたします。

次に、R D F施設、リサイクル施設の契約手続についてです。

平成28年4月1日に、これは中間報告でも書かさせてもらっていますが、4月1日から株式会社エス・ティ・産業が管理運営をしています。管理運営をしているわけなんですが、当時、今日午前中に副町長、八野証人にも質問をしましたが、当時、実質的オーナーの繁永氏はまだ役場の職員でした。会社の役員で、現職時代、役場の職員時代に契約に至っています。起案が3月22日、見積書が3月23日、大体その起案をして翌日に見積書が出るというのもちょっと不思議な話なんですが、3月31日が退職日、契約日が4月1日というふうになっています。

地方公務員法では、職員が現職の時代に行政と契約とかそういうのは本来ならしてはいけないというふうになっているんだろうと思うんです。それを、当然、これ、町長も副町長も決裁をしていますんで、知り得た情報を基にその契約に至っていったということになると、地方公務員法に違反をしている可能性があるんではないかという指摘なんです。それも、決裁も、町長、副町長も決裁をされていますんで、地方公務員法に違反されている可能性がある手続を知らないでそのまま進めていったのか、知っていて地方公務員法にかかるて問題ないんだという認識だったのか、どういうふうな認識をもって、退職前から手續で契約を行ったのかを教えてください。新川証人。

○町長（新川 久三君） 法自体は、地方公務員法、これは、今、後で調べたんですけど、平成26年に改正されております。このときはまだ私も改正されたことを知らなかった。そして、29年に条例を施行しようという形になって、29年に、そのときに僕が初めて知ったわけでございますけれども。だから、該当するしないというのは私は知らなかった。もし、該当するんであれば、知つておれば、当然、私は採用はしなかつただろうと思う、契約は。

そういう形の中で、果たして、これが法の中で基本的には働きかけをしてはならないとか、そういう法律になっておりますし、そして5年前以上の職務について、これも後で調べたことなんですけど。そういう形の中で、彼がこれに適用するかしないかちゅうのは私は全く知らなかつたという状況でございますし、知つたのは29年に法改正、条例改正をやつたとき、このときに、職員に対していろんな制約があるんだなというのは知つたわけでございます。

以上です。

○委員長（武道 修司君） なら、当時、新川町長はこの契約をするときにはそれは知らなかつたと。地方公務員法違反には引っかかっていたんだなということが後から分かったということですか。新川証人。

○町長（新川 久三君） その断定自体は、私はおかしいと思っています。というのが、彼が、疑

義あります。彼が採用したのが、ちょうど一部事務組合の椎田町築城町共立衛生施設組合のときに、一つ築城共栄社のほうに勤めておって、その共栄社が中の仕分け仕事に入っておったということで、合併前に一部事務組合がが、ちょうど築城町の有本町長が組合長だったと思いますが、そのときに共栄社から直営にやるというようなことで従業員を全部引き取って行ったのが、これが平成16年4月1日に共栄社から共立衛生組合の職員になっております。

そして、ずっと来て18年に、築上町の主任技師ということで、現業職員、現業の職員だということで任命が築上町でされております。これが1月10日付でされておるので、採用は職務代理者が採用しておるという形になります。

その後、管理監督、環境センター長になったのが18年じゃなくて、いつだったかな、ちょっと待ってくださいね、ちょっと事例見ないと分からぬんで。

○委員長（武道 修司君） 町長、年数はいいんですけど、地方公務員法に違反をしているか違反をしていないか。

○町長（新川 久三君） いやいや、それをちょっとするのに、説明しなければ分からぬと思うんで。

○委員長（武道 修司君） どうぞ。

○町長（新川 久三君） そういう形の中で、環境センター長と、これは一般職になるわけでございますけれども、退職後に、もうこの環境センター長は退職でなるんです。再任用職員として雇つたので現業職だというふうな形になるんで、地方公務員法は彼に適用できるのかできない、というのは現業職は地方公務員法を適用できないという形、地方基労法ということで、地方公営企業労働組合、これに該当するんで、地方公務員法は該当しないと。こういう形になるわけでございますので、そのところ、該当したかどうかちゅうのは定かでないというのも、こういうのも既に先ほど申したように断定を下しておるということで、これはもうとにかく、先ほど言ったように中間報告は私はまずいなと思ったところでございます。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 今、町長は企業で雇つた職員というふうに言われましたが、町の職員で再任用の職員なんです。町の再任用職員なんです。地方公務員法に該当する再任用職員なんです。町長が、その再任用職員が地方公務員法に該当するかしないかを分からぬいで、該当しないだろうというふうな認識で、そういうふうにしていったというのはすごく不思議な話なんですけど、もう一度ちょっとそこら辺の説明をお願いいたします。新川証人。

○町長（新川 久三君） 私は、そういう認識がしていなかつたというのは最初思いました。調べて今そういうふうな形で該当しないんかなというふうな、この委員会が断定したんで、これも一つ、先ほど当初に冒頭申したとおり、基本的には、感想を述べよという感想の一端でございます

けれども、調べた結果、それが私の調べた地方公営企業法に適用する職員だったので、地公法は適用しないという形になろうというのを、二、三日前、私調べて分かったわけです。中間報告を見て。

○委員長（武道 修司君） 新川町長、平成18年合併してから、これ新川町長御存じのように、それまでは築城と椎田の共立で一緒に環境施設組合ということで一緒に事業していたんで、それが公営企業なんです。でも、合併してからは、直属の、直接管理を行って運営をしているということで、企業会計になつてないんです。直接、一般会計で全部事務処理をしていますんで、企業というふうになつてないんで、今二、三日前に調べたらそうだったとかいう説明は当てはまらないと思いますし。そもそも、再任用職員が出向で企業に行かれたというんであれば分かるんですけど、企業にも行かれていない再任用職員が、そのような地方公務員法に該当しないということは、ちょっと私たちは理解できないんで。

あくまでも地方公務員法に違反していた可能性があるということで指摘をさせてもらっています。当然、決裁をした町長、副町長も知らないということはないんで、疑わしいということで、可能性があるということで、中間報告をさせてもらっていますんで、そこら辺のところは、地方公務員法に違反した可能性というのは十分にあるかなというふうに思っていますんで。

ただ、それが、今、罰則になるかならないか、時効なのか時効じゃないかとかいうのは別の話です。我々も、あくまでも捜査機関じゃありませんので、調査をするということで、当時がどうだったかということで今調査した結果を報告させてもらっていますんで、その点を御理解をいただきたいというふうに思います。

次の質問に入ります。新川証人。

○町長（新川 久三君） 委員長の言う地方公営企業法を適用されるのは、現業職もこの公営企業法が適用される職員なんです。そこんとこを委員長が混同して、もう地方公務員法という形になるんで、そこんとこはいかがなもんかと、私が、委員長が間違った発言しながら中間報告を出しておるんで、そこんとこがいかがなものかという形で私が一応思ったというのでございますんで。そこんとこ、公営企業の職員じゃないけれども、現業職というのは、例えば給食調理員、それからいろんな用務員、そういう業種の方は全部地方公営企業法の適用される職員ですので、いわゆる権力を持たない職員だというふうに考えていただければいいと思います。現業で仕事をする職員だというふうなことで、起案権もなければいろんな形がない職員だというふうに考えていただければ、このように私は説明したいと思います。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 新川町長はそういうような認識ですけど、私たちはそういうような認識じゃありません。職員の人が退職をして、再任用で雇われている、役場の職員なんです。

例えば、今そうやって言われるんであれば、ちょっとすいません、時間が長くなりますけど、前の都市政策課長が退職されて、液肥センターで仕事をしています。液肥センターでほとんどの液肥センターの起案はその課長なんです。今の町長の理論からいくと、その課長自体が違法な起案をしてきたというふうな話になるんです。権限もない人間が起案をしたというふうに町長が言われるんであれば、それはそれでまた違反だろうし、またその元課長が起案を上げたという書類は、ほとんど自分は起案をしたことがないというふうに虚偽の公文書が作られたという発言もあるんです。

だから、町長の今の発言からいくと、どの部分で、どちらが問題があったのか。焼却場の繁永氏が問題があったのか、それとも液肥センターの元課長のT氏が問題があったのかというふうな話になろうかと思いますんで、そこら辺はしっかり確認をお話をさせていただきたい。

我々もしっかりと確認をして、その上で繁永氏が当時どういうふうな立場で、どういうふうな形で再任用で残ったかということを確認もしていますし、繁永氏本人からも確認をしていますんで、基本的には町の職員だったということで理解をしていますんで、現場であろうと、どこであろうと、役場の職員に変わりはないんで、地方公務員法が適用にならないというふうな認識は当たらないというふうに思っていますんで。我々はその認識で調査をしているということなんで、でたらめなことを報告書に書いたということじゃないんで、御理解のほどよろしくお願ひをいたします。

次、4番目、液肥製造施設の管理業務委託を株式会社エス・ティ・産業とT工業株式会社の2者で入札をしているのは、多いというか2者で入札しているんです。これは、一応、質問はなぜですかということで町長に聞いているんですけど、これ決裁も町長で決裁をされているんで。午前中、八野証人にも確認をして、この2者しかないんだと、ほかにも会社がないんだというふうな証言だったんですが。町長も決裁をしていますんで、この2者でなぜ見積り入札をされたのかを教えてください。新川証人。

○町長（新川 久三君） 2者というよりも、私が決裁したときは、財務規則にこれはもう合致しているからオーケーという形で印鑑を押したと思います。当時のことは覚えていない、実際。昨日押したのも何を押したか、私も覚えるわけないんで、そのとき見て、これは大丈夫というのはポンと押しています、印鑑を。だから、これは、多分、今、ちょっとこの前全部、複写を持ってこいと見たら、2者、これは財務規則に合致しとるから押したなど、このような形しか言いようはございません。当時なぜ押したかというのは、それは分かりませんけど、財務規則に合致しとるから印鑑を押したと、これは言えると思います。当時のこと全く覚えていません、実際、本当。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。覚えていないということなんで、それはそれで。

ただ、なぜこの質問をするかというと、この株式会社エス・ティ・産業とT工業株式会社という会社が協力会社で、ほとんどの仕事、例えばT工業株式会社が仕事を受けた場合、ほとんどの仕事がこのエス・ティ・産業が下請をしていることがあって、焼却場もそうだし、ほかのところも全部そうなんです。確認をするために、繁永氏に確認をしたら、協力会社だということは証言をしています。

先ほど、町長が財務規則に合致しているんだというふうな話があるんですけど、その財務規則で協力会社2者で見積り入札を行っていいというふうな財務規則、うちの町は財務規則なんですか。基本的には、そういうふうな協力会社で、お互いに話し合いができる状況にある会社を2者で見積りに入れるというのは、基本的にはやっちゃんいけないことかな。ただ、今、財務規則に合致していたということであれば、うちの財務規則は、協力会社であってもその2者の見積りで問題はないというふうな認識ですか。新川証人。

○町長（新川 久三君） この2者が協力会社とか、そういう関係は私は全く知らないし、とにかく決裁が回ってくれば、財務規則が合っているという形で、これは当然押しますし。そういう形で、一応、今複写を見たら印鑑を押しとるという状況だろうと思います。

○委員長（武道 修司君） 今お話ししたように、繁永氏本人からも確認をして、協力会社だったということは我々も確認を今しているんです。結果的に、当時、町長は知らなかつたという、それはもう知っているか知らないかちゅうのも知らなかつたということなんでしょう。それはそれで、もうこれは仕方ない話ちゅうか、知らなかつたということなんで。

ただ、今、この協力会社2者で見積り入札をやるというのは、私は、財務規則上というか、基本的にこれが官製談合に当たるんではないかということで、先日の中間報告にも書かせていただいたんです。これが官製談合になるかならないかというのは、これはもう司法というか、捜査機関のほうでする話であって、我々は、あくまでも、これは今の状況を考えると、官製談合の疑いがあるんではないかということで、今、調査を中間報告をしたところです。

それで、新川町長は、この協力会社2者の見積り、ほかにもあるかもしれません。ほかのところでも。協力会社にありながら、その2者での見積りで入札をするというのは、財務会計上問題がないというふうな認識ですか。それとも、問題があると思いますか。新川証人。

○町長（新川 久三君） それは、ケース・バイ・ケースだと思います。協力会社といつても、一時的に協力するとか、ずっと継続的にするちゅう形になればちょっとどうかなと思いますけど。そこんところは、ケース・バイ・ケースだろう。ちょっと人員が足りないから貸してくれという話にもなりましょうし。そこんところはそれで。だから、そこんところはどこまでが協力会社とかいうのは我々には分からないし。一応、時間的に早く修繕とかいろんな形を仕上げないとならないときは、多分、協力を求めて、人員を求めてやるとかそういう方法あるんじやなかろうかなと思

っておりますし、そこそこは一概に言えないと私は思っております。

○委員長（武道 修司君） 液肥センターの場合は、まだ年数が少ないというか、2年、3年なんですけど、R D F施設、リサイクルセンターというのは年数長いんです。過去の修理記録を見て、その修理記録と、あと現場の方々の証言を確認をしたところ、ほとんどの契約、T工業が元請になった契約はほとんどが株式会社エス・ティ・産業が下請で工事を、修理をやっていたという証言もありました。

当初からというか、これ繁永証人にも確認をしたら、繁永証人も、もともとその繁永証人がセンター長時代からT工業株式会社のほうにいろんな修理をしていただいとて、その後、技術とかそういうのを教えてもらうためにエス・ティ・産業になってもいろんな指導をしてもらったりしていた。その後、協力関係にあった会社で、その後というかT工業株式会社が元請になって下請をする。まして、それが、我々が今問題にしている管理委託、管理業務委託をしている職員の人たちで修理をしていたということなんです。それが、重複の支払いになっているんじゃないとか、人件費が、とかいろいろなちょっと疑問があってやっているんですけど。

もともと、その年数からいくと、かなり前の年数から協力関係にあったということが判明しているんです。これは、繁永証人にも確認をすると、内山課長補佐とかほかの職員も多分知っているというか、内山課長補佐はそういうような状況というのを知っているということで証言をいただいて。

だから、そういうふうな状況で、今、新川町長はケース・バイ・ケースでというふうな話がありましたけど、そのような状況で長年協力関係にある、実態が、協力関係にあるという状況であれば、これは、財務上、私は問題があるんじゃないかなというふうに思うんですが、今の説明を聞いて新川証人はどのように思われますか。新川証人。

○町長（新川 久三君） 一応、土木工事においては、下請とかそういうので全部協力するところは全部届けをしておりますが、委託契約の場合はその届けがないんで、我々はそういう協力関係というのが全く分からないというふうに思っておりますんで、今後の課題かなと思います。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 協力関係にある会社がそういうような2者見積りというのは、基本的にはよくないという認識があるんだろうと思うんです。当時の状況、現状も踏まえて、新川証人は協力関係にあったということは知らなかったということですね。新川証人。

○町長（新川 久三君） 一応、下請というか一部分の下請は私はいいと思うんです、基本的にはちょっと委託契約の場合は、土木工事の場合は部分下請。だから、全面下請はこれはいかがなものかなとは思っておりますし。部分で、自分、専門分野があるところはそこをちょっと頼むよとかいう形の分で頼むんは私はいいんじゃないかな。

そこんところは、まだ、今後、詳細に我々としても、委託契約についても、下請関係の分をそこんところはっきりしていこうかなと思っております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 私は、下請がいいとか悪いという話じゃないんです。その2者で見積りをして、協力関係にある業者2者で見積りをして、その入札をして、仕事を随意契約をしているというところに問題があるんではないですかということなんです。どちらかが下請したといふんであれば、まだ、先ほど新川証人が言われたように、時と場合によっては、ちょっと急ぎで協力してよとか手伝ってよということはあるかと思います。でも、常日頃から協力関係にあって、常日頃から下請をしている、そのような会社が、その2者で見積もりをするのに関しては財務会計上問題があるんではないですかということなんで。その部分に関しては、多分、新川証人も若干問題があるだろうという認識があるんで、今後見直しをやっていきたいということだろうと思ひますんで、今後そういう方向で、財務会計上適正な事務処理ができるように改善をお願いをしたいというふうに思います。

もう一点です。すいません。ちょっと時間が遅くなりました。もう一点、現在休職中の職員K氏、午前中、八野証人にも質問をさせてもらいましたが、内部通報、公益通報があつたんではないかということで、職員と業者との癒着という観点で話をしたということなんです。本人は。それが全然調査をされなくというか、完全にその分に関しては相手にされなかつたと。なおかつ、八野副町長からは逆に叱責をされて、おまえの態度が悪いみたいなことがあつたというふうに本人は証言をしています。

これは証人喚問で受けていますんで、もしその証言がうそであれば、当然K氏は偽証罪に当たるんだろうと思うんです。ただ、本人は偽証罪に絶対当たらないという自信を持ってここで証言をされたわけなんんですけど。中間報告書にもそれは書かさせてもらっています。

それを踏まえて、内部通報、そういうことがあつたということを、今感想で構いません。これ、業者と職員の癒着、早くいえば、随意契約の癒着というふうな形での内容になるかと思いますんで、そういう点を踏まえて、その内部通報を現時点どのように思われるかを教えていただければと思います。新川証人。

○町長（新川 久三君） 内部通報というのが、一応、内部通報を処理する課があります。そこにやはりちゃんとした形で届けをしないと、直接、言った言わんの問題になりますし、そこはちゃんとした形で届けをしてもらうという形になって、そして届けがあつた場合は、調査をして事実かどうか確かめるのが、私はこれが筋道だと思いますし。

ただ、行き当たりでばかりで会ったときに話をしたとか、そういう形になれば、これは内部通報には当たらない、雑談という形にしかならんよという話にしか捉えられない状況でございます。

そういう形で、ちゃんとした形で内部通報を取り扱う部署に、ちゃんとそれを申し出ていかなければ正式な内部通報とはならないと。

ただ、一応こういうことがあるよという忠告ということで、副町長に話をしたと。後で私聞いてみたんです。こういうのがある、そして中間報告も出てきておるということで、そこで課長と副町長は大きな責任があるとか何かそんな取り扱いをされておるので、片一方だけ聞いて、副町長もそれから課長の話も聞かないで、一方的にある程度中間報告がなされたんじゃないかなというふうに私は思っておりますけど。そこそこで、やはりちゃんとした確証をつかんだ後で中間報告をしてほしかったなど、このように考えております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。確証がなかったというふうに今思われているようですが、我々は確証を持って話をさせてもらっています。

まず、一つは、そのK氏がここで証人喚問で内容を確認をして、その内容について事実か事実じやないかというのも踏まえて、前産業課長に証人で来ていただいたときに確認をしました。そのときに、前産業課長は、内容的なものよりも上司とのコミュニケーションがあまり取れてないんではないかと。だから、上司とのコミュニケーションをしっかり取るように対応したという話なんです。すごく不思議なんです。その上司と業者が癒着があるということを相談をしたのに、その上司とコミュニケーションを取るように一生懸命進めていったと。すごく違和感が私たちはあつたんです。その話を聞いて、ちょっとこれはどうなのかということで中間報告書にも書かさせてもらった。これは、両方の話を聞いて今書いたんで。

それと、もう一つは、正式な文書でとか、これは午前中も八野証人も言わっていましたけど、まず上司にこういうふうな問題がある、内部通報をしたときに、その上司が総務課の担当の部署に行って、正式な手続を取って、こういうふうな形で内部通報の手続をしましょう、こういうふうにして動きましょう、するのが筋道だろうと思うんです。一般の職員が文書を持って総務課に行って、総務課の担当者に内部通報どうしたらいですかとかいう話は、私はないんだろうと思うんです。

そもそもそういう話があって、総務課のほうに話を持っていかなかつたということはどうなのかという、その問題が私は大きいだろうと思うんです、その責任は。

新川証人は、公益通報で担当部署に行って、その担当部署でという。公益通報、内部通報をする人たちは弱者なんです。弱い人たちが話ができる環境をつくるということが大切だろうと思うんです。勇気を振り絞って、雑談かもしれない、もしかしたらそのときにたまたま会ったから話をしたのかもしれない。でも、勇気を振り絞って、職員は、職員と業者の癒着、これなかなか言えることじゃないんです。それを言っているんです。それを、総務課のほうに内部通報として持

っていかなかつたという責任は私は大きいんではないかなと。

それと、もう一つ、八野副町長もそうです。当時、総務課のほうに休職中でありながら内部通報したい、副町長と話をしたいということで、総務課の職員のほうに連絡を取って、アポを取つてもらって会うようにしたんです。会って話をしているんです。人事係を通して話をしているんです。そこで叱責をされたということで、これは、証言はそのK氏だけです。八野副町長からの証言は今日初めて聞きましたんで、まだ中間報告の前には聞いていません。

ただ、我々は、本人の詳細な文章と、もう一つは、その中の一部ではありますが、録音のデータ、録音されている言葉を聞いて、これは事実に近いなということで事実認定というか、こういうことがあったんだろうということで、お話というか、中間報告をさせてもらったんです。

ただ、それも全てが全て、本当かどうか分からんないです。だから、我々は調査をしているという状況でしているんで。内部通報というのは、そこですぐに動いていれば、このような大きな問題にならなかつたかもしれないんです。だから、そういうふうな内部通報というのを、そのまま聞いて聞かないふりをするというのは、私は問題があるんじゃないかなというふうに思うんですが、今その説明をしたように、新川証人は今の話を聞いてどのように思われるか教えていただきたい。随意契約がこのような不正の中で、もし随意契約があつたんであれば、これは大変なことだろうと思うんです。だから、それに対して、我々はちゃんとしていかないといけないんじゃないかなということをしているんで、今の話を聞いて新川証人はどのように思われたかを教えてください。新川証人。

○町長（新川 久三君） それが本当なら、私も本人に事情聴取をしてやろうと思いますけれど、なかなか本人は出てこれない状態のようですから。一応、それはそれで私も確かめてみます。そして、違う場合は、もう訴訟してもらわなしようがないです、基本的には。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。もし違っている、その証言が違っているとか、虚偽の発言であったということであれば、ぜひ百条委員会にも教えてください。我々も偽証罪で、場合によっては対応しないといけないという場合が出てきますんで、そういうケースがあれば教えていただければ我々も助かりますんで、よろしくお願いをいたします。

すいません、ちょっと私の質問が長くなってしまいました。ほか、皆さんのはうから質問があればお願いをいたします。田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 委員長の今質問の中で、RDF施設とリサイクル施設の契約手続に関して地方公務員法に当たるんじゃないかという町長にお聞きしたんですが、町長の答弁としては、再任用職員だからそれには該当しないというふうに町長おっしゃいました。

その中で、令和4年の産業課の分に関して再任用職員が起案している物件があるんです。ということは、どちらかが間違っている。そして、公益通報の要綱があるんですが、この職員とはと

いうところに、一般の職員と再任用職員と書いているんです。

だから、町長がすらっと流したんですが、どちらが間違いかというのははっきり答えていただきたいです。

○委員長（武道 修司君） 新川証人。

○町長（新川 久三君） 地方公務員法38条の2は、私は違反していないというふうに考えております。当時は、まだそういう認識も何もなかったんだけど、今考えても違反していなかったと思っておりますし、当時はそういう認識が何もないままやっておったけれども、基本的には、当時、法律が改正されてすぐで、うちの条例には定めていなかったんです。条例が29年3月だろうと思いますけれども、それははっきり覚えていない。29年に一応条例に定めて、そういう形の中で、ある職員が事業を立ち上げたいけど、お断りしたことがあるという、この記憶がございます。そういうことでございます。（発言する者あり）再任用職員でも、権限のある職であれば、再任用は地方公務員法の適用するという形になりますけれども、権限のない、いわゆる現業の職員という形になれば、もうセンター長から現業に格下げされておるという状況になれば、権限はない職員になります。

そして、38条の2というのは、いわゆる自分から仕事とか、いろいろ町に対して要求とかいろんなものをしてはならないという形になっておるようでございますけど、この場合は、町のほうから仕事をする人がいないんでお願いするという状況でやつておるというのが状況だと、私は、今調べてみて、そういう状況で、これはよかつたなと思っているところでございまして。基本的には、前の委託業者から従業員を全部引き受けてやると。そして、前のF企画といいますか、そこから辞退届が出て、ぜひ従業員をやるんで引き受けてほしいという要望書が出てきたという形の中で、町からエス・ティ・産業にぜひお願いしますちゅう依頼をしてつて見積書を出してくれということで、見積書は退職前だったけれど、契約は4月1日でやっておるという状況でございますんで、これは違法的なもんではないという形で、契約をして、初めてその仕事が発足するんで、そういう形で、違法な契約ではないということで私は認識をしながらやっておるという状況もございます。今考えてです。当時は、一応これでいいかなという形で、起案のとおり印鑑を押したという形になります。

以上です。（発言する者あり）

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 私、29年12月に一般質問をこの指摘しているんです。今、町長が29年3月に改正があった。29年12月に指摘しているんです。それから今まで調べていなかつたというふうに取らなしようがないんやけど。分かります。町長が29年3月にと今言ったですよね。私、29年12月に一般質問で指摘しているんです。だから、そのときに例えれば気

づくべきじゃないですか。そしたら、時効が5年か7年か、ただいろいろな考え方では時効がないとかいうふうにも言われているんですが。だから、その時点に気づいとったら、こういう百条委員会も設置はしないし、分かります。

今後、このようなケースがあったときは、町長はまた許可するんですか、それとも今はしないんですか、どっちなんですか。

○委員長（武道 修司君） 新川証人。

○町長（新川 久三君） その分はこの場で答えるべきじゃないと思いますんで、今、一般質問的な質問になってきておるんで、もう一般質問と混同してしまうような。

○委員長（武道 修司君） 新川証人、一つだけ言っておきます。法律が改正になって、条例が29年だからという言い訳みたいな話をしていますけど、法律と条例はどちらを優先するかというのは、当然、新川証人も分かっていますよね。法律なんです。たまたまその後から条例ができたからという、その条例ができたことが29年だからよかったです、大丈夫だというふうなことにはならないんで、あくまでも上位は、大本は地方公務員法という法律を基にしてそこで有効が発生するということだけはちゃんと、間違ったら皆さんに説明になったらいいけないんで、説明を私のほうでおきます。新川証人。

○町長（新川 久三君） 38条の2というのは、しなければならないという状況じゃございません。そういうことで、後で定めるという形、これが38条の4かなんかで定めていった状況になりますんで、38条の2というのは、こういう形で、これは天下りを禁止するという状況の説明ができたと。今、これも当時できたときは私も私はそのとこ分かっていなかつたちゅうか、それはもう全て、通達が、そんな形でこっちには条例改正の通達が、こういうふうに法律が変わったから変えなさいというので来るんですけど、多分来ていなかつたんだろうと思うんで、29年にその通達が来たときに変えていったという状況だろうと思っておるとこでございます。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 田原委員、いい。

○委員（4番 田原 宗憲君） 答えれんのやけ別に聞く必要ない。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） やはり、証人で来て直接お話を聞くと、新しい事実が分かるんだなと思ったんで、聞かせていただきます。

我々が問題だろうと思っていたのは、繁永氏が、嘱託だったかもしれませんけど、職員在職中に会社をつくって、役場に仕事をくださいとお願いしたんだろうと思っていたんですけど、今、町長は、書類を調べてきたとおっしゃいましたから、記憶はよみがえったんでしょう。町からお願いしたと発言されたんです。記憶がよみがえったんだと思うんで聞くんですが、町からいつ頃

清掃センターの仕事を、F企画さんがやれなくなつたから、会社を設立して引き受けてくれといふうに、繁永さんに町からいつ頃お願ひしたんですか。

○委員長（武道 修司君） 新川証人。

○町長（新川 久三君） それは、私は覚えていない。もうはっきり言って、この報告書を見て、そうだったんかなという形で、私は。ただ、覚えているのは、病気でできなくなつたという報告があつたかな、かすかに覚えとるぐらいで、もうほとんど当時のことは覚えていないというのが現実でございます。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 残念なことに証言が後退したんですけど、町からお願ひしたということは間違いないんですよね。町からお願ひしたのか、繁永さんから依頼があつたのか、曖昧な証言に変わつたんですけど、町からお願ひしたということは、時期に関しては記憶は曖昧だけど、お願ひしたのは間違いないということでいいですか。

○委員長（武道 修司君） 新川証人。

○町長（新川 久三君） フィールド企画から技術者を引き継ぐんでぜひという推薦があつたんで、私は当時そういう形で担当のほうから見積書を出しなさいという形でお願いしたんではなかろうかなと思います。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 明確な答えがいただけないんで、重ねて聞きます。町からお願ひしたということに、その事実関係に関しては間違いないんですよね。そこを町からお願ひしたと断言してくれないんで、また重ねて聞いています。

○委員長（武道 修司君） 新川証人。

○町長（新川 久三君） 私はお願ひしていないけれども、ちゃんとした文書は回ってきて、契約の文書は回って、それなら1者しかないという状況で契約をしていったという、これは経過が物語ると思うんで、当時のことは一切もうほとんど覚えてないというのが現実の問題です。もう10年以上たっているのに、そんなに、昨日のことでも私は覚えてないです、実際。昨日はどんな印鑑押したとか、それをほとんど、その場その場で見て、これいい、いいと。でも、そう記憶に残るもんじやございません。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） そういうお答えをするから、証人喚問が長くなるんです。町からお願ひした場合と、フィールド企画側からお願ひした場合では全然話が違つてくるんで、これ重要なところなんで。記憶は定かじゃないけど、経緯から見ると、町長が直接お願ひしたわけじゃない

けれども、町役場の誰かがお願いしたということはほぼ間違いないという認識でよろしいですか。

○委員長（武道 修司君） 新川証人。

○町長（新川 久三君） F企画から、従業員を引き継ぐんでという推薦があったんで、それは推薦に基づいて見積書を出せという形でした。私は断言できません。そういう形で、一応職員がそれならいいだろうという判断して決裁を回してきたというふうに考えております。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） だんだんだんだん曖昧な答弁になって納得がいかないんですけど、イエスかノーかでお答えください。

起案書から契約に関わるまでの文書を見る限りは、これは町からお願いしてした案件なのかどうか、イエスかノーかでお答えください。

○委員長（武道 修司君） 新川証人。

○町長（新川 久三君） 分かりません。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 非常に残念です。町からお願いしたと明確な答弁があったから、厳しく追及したら、これが誘導尋問と言われるんでしょうけど、私が分かりませんに誘導していました。それを前提に重ねて質問します。

それ、つじつま合わないんです。フィールド企画の辞退届は、書類上は2月に出ているんです。3月にたしかエス・ティ・産業にお願いしたいという起案が出て、たった1か月でばたばた4月1日から数千万円の契約が決まるんです。しかも、エス・ティ・産業の会社は、その前の9月か10月か忘れましたけど、そのことを予測していたように既に会社が設立されているんです。ですから、フィールド企画から辞退届は、いきなり辞退届が出るわけないです。これ、役場の業務やっていたら誰でも分かるでしょう。そんな重大なことをいきなり出されたら困るから、書類を出す前に事前相談がっているはずです。担当課と現場といろいろやり取りしながら、ある程度解決策が見えてきたときで、そういうことならこういう方向で処理しますから正式に辞退届を出してくれと。それが行政の常識です。

ですから、今の町長の答弁は、まるで2月の年度末ぎりぎりになって、その僅か2か月後の4月からうちは仕事ができないという、突然打切りのような辞退届が出てから全部、起案その他の業者選定の書類手続が始まったようなことを言っていますけど、信じられません。もっと事前に協議しないと、それこそうちの町のごみ処理という重要業務が止まってしまうじゃないですか。そういうあり得ない答弁はしないでほしいんですけど。

今日の町長は、証言が変遷しましたけど、どうやら先に役場が主導になって、この請負会社の変更を、役場が主導的に繁永さんに会社をつくってもらって、繁永さんの会社に引き継いだ疑い

が、疑いです。私は、疑いが強まったと思うんですけど、いかがですか。

○委員長（武道 修司君） 新川証人。

○町長（新川 久三君） そんなことはちょっと私には分からぬけれども、F企画が、社長がもう体調が非常に悪くなつたんで廃業するという、そういう話を聞いたことはあります。

そういう形で、いつどのようにという形はもう覚えていないんですけども、とにかく、そして従業員をエス・ティに全部移籍するからという話があったということで、私は職員から報告を受けたというのが現実でございまして。一切のことを役場からつくってやつた、向こうから仕事をつくったというのやなくて、F企画からの推薦があつてやつていつたという、その形で、エス・ティさんが今請負しておると、管理委託をしておると、そういう状況だと思います。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） こういう議論になるから、我々はもう困っているし時間ばっかりたつんです。これはもう真実は一つのはずだけど、そういう証言をされたら我々は真実までたどり着けないんで、もうこの質問はやめますけど。

最後に一つだけ聞かせてください。前請け負っていたF企画さんから、社長から、もう病気でもうできないからと聞いたからとおつしやつたんですけど、それ聞いたのはいつですか。もうできない、次はエス・ティ・産業がいいという推薦状が上がつてきて、初めて病気でもう仕事を続けられないことを聞いたんですか、それともそれ以前ですか。

○委員長（武道 修司君） 新川証人。

○町長（新川 久三君） それをはつきり覚えてないというのが現実です。だから、今これ見て、多分その近辺だろうと思いますけど。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） つまり、正式な書類が上がつてきて、その書類を見て初めて知つたら、そういうお答えはしないと思うんです。私が重ねて言つているように、そういう書類は、現場で、書類が上がる前にもうできないからとやり取りがあるはずなんです。だから、正式にもう病気でできないという辞退届が上がる前に町長の耳に入つていたんですよね。そうじやなきやそういう表現しないでしよう。いきなり辞退届が上がつてきて、ああ病気なんだ、できないんだとびっくりしたというような証言なら分かるんですけど、耳には入つていた。会社を引き継いだ経緯は辞退届に推薦すると書いてあつたからやつたっていうから。

もう、あとはほかのいろんなことから調べていくしかないです。そういうふうに正直に話してくれないんなら。何かコメントがあればお願ひします。

○委員長（武道 修司君） 新川証人。

○町長（新川 久三君） 実際覚えてないから覚えてないという、覚えとりやそれを覚えてい

ると言います。そうせんと偽証罪に当たるから。覚えていないものは覚えていないうしかないでしよう。それを、あえて、どうだったどうだったっていうんはおかしいと私は思いました。本当に覚えていないものは覚えていないと言います。だけど、これを書類をめくってみて、病気だったということは書類で分かったという形で。（「さっきは聞いたと言ったじゃない」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） すいません、ちょっと時間が1時間過ぎました。ここで一旦休憩をいたします。再開は2時20分からといたします。一旦休憩いたします。お疲れさまでした。

午後2時13分休憩

.....
午後2時20分再開

○委員長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

証人喚問の続きです。よろしくお願いをいたします。

質問のある方。田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 町長にお聞きします。

百条委員会の証人と説明員の方から、説明は聞いているか聞いていないかをちょっと聞きたいんですが。令和4年10月19日の圧力ポンプ交換の件について、何か職員のほうから百条委員会でこういうことを聞かれたというのは、町長のほうに報告上がっていますか。

○委員長（武道 修司君） 新川証人。

○町長（新川 久三君） そのポンプの件は全く上がってないけれども、百条委員会から相当ひどい目に遭ったちゅう報告はあっております。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 百条委員会のほうも、1つの課が怪しかったら、同じようなことをしているんじゃないかなというふうにやっぱり聞かなければならない。それが、多分、職員の皆さんのが、ちょっと関係ないのに、何で真面目にしているのにというふうに思ったんじゃないかなと思います。そして、精神的苦痛に関しても、今まで公開していなかったので、百条委員会6人の1人で、あとその発言が終わったら、町長室に一応内容の報告に行って説明をしなきゃいけないというのが、職員の方がストレスになっていったんじゃないかなと思います。その件に関しては。

本題に入ります。令和4年の、これも一応、証人の証拠、証人喚問の内容と、この起案の書類が、証拠があります。何もなくて質問はしていません。その令和4年10月19日に、コマツのクローラーが起案書は10月19日です。実際のところ、令和4年10月11日に故障しています。午前中に故障して、午前中に修理が終わっているんです。そして、この分に関して修理を誰

がしたかというと、包括業務のキャリーとか乗っている液肥をまく人たちがポンプの在庫をそこに乗せ替えたんです。これも一応証言ちゃんとしています。その方の日記も、何月何日に何をしたとかいう日記も、その人ずっと細かく記録として取っています。

それで、これがちょっと合わないというふうになりますて、証人をエス・ティさんがもうこの工事しています。エス・ティさんの元職員の繁永さん、実績的オーナーを呼んだんです。呼んだら、この写真は私が撮りました。撮りましたと言います。その中に、エス・ティ・産業さんが工事を行ったんであれば、エス・ティ・産業さんの職員の方が写真に写っているべきなんです。しかし、包括業務の方がポンプの工事の取り替えを行っているんです。分かりますか。その中で、請求はエス・ティ・産業から請求をしています。しかし、工事は包括業務の方が、証人として呼んで証言、証拠があるんですが、日記も見せてもらいました。その証言の中で、産業課の課長補佐が写真を撮っていたという証言もあります。

この件は、エス・ティ・産業の繁永さんに写真を提示してくれというふうに、証人で百条委員会からお願ひしたんです。そしたら、2週間前にハードディスクが壊れたと言うんです。だから、壊れても、それちょっとお金かけたら復元できるのでと言ったら、いやもう廃棄処分しましたという回答だったです。だから、私たちは正直これが架空請求というふうに思っております。

この件を聞いて、町長はこの案件を知っていたのか、今の現状の聞いてからどういうふうに対処しなけりやいけないかというのをお答え願ってよろしいですか。

○委員長（武道 修司君） 新川証人。

○町長（新川 久三君） これもちょっとこの場で答えるべき質問じゃないです。これは、一般質問的な、町長の対処とか何か。

○委員長（武道 修司君） これ、随意契約なんです。随意契約が、日にちが、実際の処理をした日数の日にちと、実際修理をした日にち、実際稼働していた日にちというのが全然合わなくて、これがもしかしたらこの随意契約自体が架空請求ではないかという話があって、その架空請求の随意契約をしているんであれば、これは問題があるのではないかということで、今、我々調査の段階でそういうものが出てきたもんで、この中身について、町長自体が、今回のこといろいろなところから話を聞いて、今、現時点把握をしているのか、把握していないのか、もし把握しているのであればどういうふうな対処をされるのかということをお聞きしたいということです。

○町長（新川 久三君） 今のこととは、私は全く把握はしておりませんと。これがもう私の証人はこういう答えしかできんわけね。

○委員長（武道 修司君） それでいいです。

○町長（新川 久三君） そういうことですね。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 私も架空請求と思われるんです。いや、だから思われる、だから100%、まだ、私たち捜査機関じゃないので、だから中間報告の中に捜査を対象とする文言が入っているんです。だから、これがもしも違法であれば、町長トップなので、答えなければ一般質問で聞きますが、一応町長が知っていたかということで知らないというふうに今述べたんです。もし、これが真実とすれば、そのときの町長の対処としてはどういう対応をするのかをお聞きしてよろしいですか。これは答えられると思うので。

○委員長（武道 修司君） 新川証人。

○町長（新川 久三君） いいですか、私は証人と呼ばれたんで、自分の経験したことをちゃんと申すのが証人の、私が経験したことないのを今からどうするかとか、そういう問題は答えることができないと、今この場で。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 町長、すいません。中間報告書の34ページ、35ページにわたくって、随意契約の項目に分けて件数と金額をざっと並べた部分で、これ全部出ていないんですけれども、出ていない部分が手数料とか物品の修繕とか物品の購入とか出ていないんです。出でていない中で、出ている部分は会計課から出てきて、これとプラスで足したときに、例えば令和4年でもいいです、令和4年の105件に対して2,000万円、これ施設修繕費だけです。委託料が43件に対して3,400万円とか、上下水道課が16件に対して549万円とか、これ全部出していくと、大体8,000万円から1億円弱の3年間なんです。

これ、多分今見ているんで記憶はあると思うので、この件数、金額見て、今、町長としてどう思われますか。

○委員長（武道 修司君） 新川証人。

○町長（新川 久三君） これも、証人として答えるべき問題か、どう思うかちゅうのは、一番、当初の（聴取不能）どう思うかちゅうのが、これがちょっとこの趣旨、証人としての趣旨とは違うんじゃないかなと思うんです。

○委員長（武道 修司君） 新川証人、その趣旨は、そういうふうな問題が起きて、今後問題を対処しようという思いがあるのかないのか、公平性があるというふうに認識をするのかしないのかというところを、今我々は聞いているんです。公平性があるというふうな認識でやっているんであれば、これ、町長含めて公平性というところに問題があるんではないかという我々指摘になるし、今、数字を見て、公平性がどうだというふうな認識がないなというんであれば、町長としてというか組織として、というところで、組織全体として、この認識をどう持っているか、随意契約のこの認識をどう持っているかということを今我々調査をしているんです。

町長の思いで問題はないというふうにしているんであれば、担当職員はみんな問題がないとい

うことでやっていたということになる可能性もあるんで、その点についてお答えをしていただきたいということで、今質問があつてあるんだろうと思いますんで、よろしくお願ひをいたします。新川証人。

○町長（新川 久三君） 今までの随意契約については、私は問題がないというふうに思っておると、最初申し立とおりでございますし。基本的には、今どう思うかちゅうのは、これ、民事訴訟規則の中にこれこれしてはいけないということで、たしか8項目ありましたが、これに該当するんで、今ここで私が意見を陳述をするとかそういうことは適當でないと私は考えて。また、質問すること自体が適當でないと私も考えておりますし、答えもちょっと必要がないんじやないかなという形で、一般質問なら答えます、それは、そういう形の中。

○委員長（武道 修司君） 新川証人、これ、随意契約が適正か適正じやないかというところなんです、我々が調査しているのが。これが、今件数が出て、件数が結果的に一番多いわけです。施設修繕費とか、施設の委託業務とかが全て多いわけです。1者の会社にそれだけ集中をして多いということは、ほかの業者のはうに、町内業者がほかに仕事がないということになると不公平ではないか、その不公平ではないかということを前提に我々は調査しているんで、その回答をもらわないと、我々の調査結果が出ないんです。町長の認識が、これが、だから、今、公平だ、事務に間違いない、これは公平だといふんであれば、職員の皆さんもこれが公平だと思うだろうし、町長がこれは公平ではちょっとなかつたかなとか、問題があったんではないかという認識があるのかないのかによって、職員の人たちの考え方も変わってきますんで。そこは、答える答えないじやないで、答えていただかないと、我々の調査の中身が出てこないんでお答えいただければというふうに思います。新川証人。

○町長（新川 久三君） 私は、証人喚問ということで、自分がしたこととしたかしないかという形で意見を……

○委員長（武道 修司君） いや、しているんです。

○町長（新川 久三君） だから、私は印鑑を押しておるということで、多いか少ないかと、それは積み上げた結果、その結果になったんで、その都度私は多いとは思ってないし、そういう形で基本的には適正な仕事を職員はやっておるということで、財務規則には違反をしていないというふうに考えて、冒頭申したと思いますけど。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） すいません、曖昧な質問みたいな形式になって申し訳ないです。では、町長は、やっぱり緊急的な工事って、町の運営上、絶対に出てくるものだと思うんすけれども。やっぱり大小それなりに随意契約、工事はあると思います。緊急的にやつた。今まで3年分しか、僕、全部目を通してないですけれども、緊急をうたうけれども、先に工事をやつた

起案書というのは今まで1件もないんです。分かります。起案を上げるまで、上げてからしか工事をしていない起案書しかないんです。それは事実なんです。起案の中にそういうのがない。1個、2個は、全部知ってくれとは、僕は、最高決裁者やけ、全部知つとてくれとは思いません、正直。でも、大きい案件に関しては、緊急的にやったところも絶対知っていると思うんすけれども。起案の中身に、先ほど副町長もちょっとと言わっていましたけれども、その辺が、保険の内容みたいに、いつどこで何がどういうふうにこういう状況でというふうなことを、一つも書かれていないんです。その点に関しては、これまた質問になるんで答えてももらえないですか。どう思いますか。

○委員長（武道 修司君） 新川証人。

○町長（新川 久三君） 緊急を要するという形は、これは答えるもいいと思う。私の決裁範疇にあるのは、私が印鑑を押しますし、それから副町長の決裁範疇は副町長が押す、課長の決裁範疇は課長が押すという形になるわけでございます。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） もちろんのことだと思います。

ただ、その起案書が、分かりやすく、A社が工事をしました。額が大きかったので、2者の見積りが必要になりましたとかいうような起案もいっぱいあるんです。緊急とうたえばいいのに。もう工事終わっているんです、確認すると。2者見積り、A社がしたのに、A社とB社の見積りを出してA社にしているという証言も、これ適当に言っているわけじゃなく、本人たちが言っていることなので、資料にもなっていますんで、その辺はどうお考えですか、最終決裁者として。

○委員長（武道 修司君） 新川証人。

○町長（新川 久三君） 最終決裁者ちゅうのは課長であり、私に来るところについては大きな金額のものしか来ませんが、基本的には緊急にやるのは私は1者でいいと思うし、本当に一番近くで迅速な形という形になれば。

しかし、土木工事は、例えば水道の修繕あたりは、すぐに水道管が破裂したとかなれば、すぐに応急措置しなければならないという形の中で、当然これは1者でいいと思います。それを工事先にやって、後で見積書を出せという場合も出てくるでしょう。（「それを2者で出しているのをどう思いますかと。1者でいいじゃないですか、そのまま。緊急なんで」と呼ぶ者あり）1者でもいいと思うんですけど、それは分かりません。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） あと、もう一点だけ、6月議会でもそうですし、先ほどから町長が言われている、早くて確実で安いと。安い根拠をすごく僕探したんですけど、この2か月、いろんな相みつ取って、全部高けえんです。どこが安かつたんですか。町長、僕の一般質問に、

一番は安さと言わっていたんですけど、1者 の見積りしか出でていない見積りを同業者、専門業者に頼むと、異常に高いやつとかいっぱい出てくるんですけども、それはどう説明してくれるのかなと思って、今度一般質問のときに資料として提出しようとは思っていたんですけども、もう先に言っちゃいました。すいません。お答えください。

○委員長（武道 修司君） 新川証人。

○町長（新川 久三君） それが一般論で、安い工事がいいと、迅速という業者に、やっぱり当然、随契は頼むんだという形の一般論でございまして。どれが、どの契約が安かったとか、それはちょっと私は今ここで答弁することはできません。

○委員長（武道 修司君） いいですか。

先ほどの吉元委員の例で言っていましたけど、例えばのように多分聞こえたんやないかなと思うんですけど、事実を話しているんです。

例えばというか、日にちがもう修理が緊急で修理が終わった後に起案を上げる。これはもう緊急だから仕方ないと思うんですけど。その後に、2者で見積りをする。緊急でもう修理は終わっているにもかかわらず、後から起案を上げて2者で見積りをするというのは、財務会計上、それでよくないと思うんですけど。財務会計上は1者でちゅうか、もう修理をしているんで、緊急であれば1者で見積りをするんならまだ分かるんです。あえてそこで2者にする必要性ちゅうのは、私は全然理解できなくて、説明を聞いても全然答えがないんで、我々もそこに困っているんです。何でそんなことをするのかなという。それで今質問しているんですけど。それ、財務会計上そういうふうにしないといけないんですか。新川証人。

○町長（新川 久三君） それはなっていないと思います。

○委員長（武道 修司君） なっていないですよね。

○町長（新川 久三君） なってない。ただし、何か参考のために取るとかそういうのもあるかも分からないので、ちょっと教えてくれというので。そこも、そんとこは、だから、そういうのは回答は分かりません、僕は、もう。

○委員長（武道 修司君） それで、財務会計上問題がないという、先ほど新川証人言っていたんですけど。今みたいな書類が出てくると財務会計上問題があるんです。

なおかつ、今の例でいくと、実際修理をした会社が、2者見積りでその工事を取っているんであれば分かるんです。実際工事をやっているんで。ところが、違うもう一つの会社が見積り入札では取っている。実際修理したところと見積り入札をして工事を落札したとこと違うんです。ということは、実際修理をしたのは、AなのにBという会社が入札見積りで取って、なおかつ下請という形で多分ここがしたようなことにしてるみたいなんです。そういうことをすること自体が、我々も全然理解ができないんで、それ財務会計上、私はすごい問題があると思っているんで

す。そういうことをすること自体が。もうこれどう見ても、これで私たちが言っている官製談合になるんじゃないかな。そういうふうなことで修理が終わっているのにも2者でやっていくとなつたら、これ官製談合の疑いがあるんじゃないとか。

そもそも工事が終わっているのに2者で見積りを取って、その書類を作ること自体が公文書偽造にもなるんじゃないかなというふうな可能性があるんで、それを今指摘をずっとさせてもらって、そういうふうな事務処理を職員の方がもししているんであれば、一日も早くそんなことをやっちやいけんよということを、町長とか企画財政課のほうが、一日も早く指導しないと、もし同じようなことがこの何か月間の間に起きたら、また今度問題になるんではないか。だから、我々は一日も早く、少しでも早く、皆さんに適正な事務処理をしていただきたいということで、ちょっと焦ってというか、急いで今この調査をやっているんです。

今こういうふうな問題がちょっと出てきたんで、そういうことで今やっているということなんで、そこら辺のことを踏まえて、早めに指導をしないといけない。第三者委員会もそうでしょうし、早めにつくって早く適正な事務処理をしないといけないと思うんですけど。

今みたいなのは、財務会計上、私は問題があると思うんですけど、町長はどういうふうに思われますか。新川証人。

○町長（新川 久三君） 私はそのようなことを把握していないんで、もし当委員会が把握しておれば、一応私のほうに頂ければ、それはそれで私のほうも調査をする必要があろうかと思いますけど、そこんところは、今のところは何とも言えません。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。中間報告書にも、それは記入ちゅうか中間報告書に書いていますんで、また執行部のほうで中間報告書を見ていただいて。

また、中間報告書の中であまり細かくは書いていませんので、どの案件でどの内容でどういうふうなことかということを言っていただければ、詳細に我々も説明をさせていただきたい、調査をされるんであれば全面的に協力をさせていただきたいと思いますので、内容精査というか、今話を聞いて、どういうふうにするかをまた考えていただければというふうに思います。

すいません、ちょっと私が要らん質問ちゅうか、途中で入りました。

皆さん、ほかに何かありますか。工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） 町長、午前中の八野副町長にも聞きましたし、前産業課長にも聞きました、公益通報の件についてです。今、この彼がどういう形で休んでいるかということは、町長御存じですか。

○委員長（武道 修司君） 新川証人。

○町長（新川 久三君） これは、これに関係あるんかな。

○委員長（武道 修司君） 隨意契約で癒着があるということで報告を受けたというところのその

職員の対処の話です。

○町長（新川 久三君） 彼は、随意契約の関係で休んでおると私は思っておりません。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） どういう症状で彼が、もう2023年だったですか、から休職しているわけですよね。それはどうして休んでいるかぐらいはトップとして知るべきでしょう。知らなきやおかしいでしょう、どういう病名なのか。どうして休職しているのかというのは。何人か休職している人がいるという、先ほど副町長からもありましたけども、どういう病気なのかはトップとして知るべきでしょう。

○委員長（武道 修司君） 新川証人。

○町長（新川 久三君） その病気は知っていますけど、この場では答えることが適当でないと思っております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） それでは、この公益通報をまず課長に本人はしたけど、受け合ってもらえなかつたと。その課長からも、口頭ではあるけれども、副町長に相談というか、内容は副町長にも言っているようです。その後、何の取り扱いもしてもらえないから、2024年に副町長のところに直接行ったけども、副町長もあまりよく覚えていないというような感覚だったんです。

ただ、証人喚問に来たときに、本当に彼は一生懸命その当時のこととかを、本当赤裸々に証言をしていただいたときに、本当に私はかわいそうだなと思いました。そして、彼をやはり一日も早く、私は復帰させてやるのが町長としての責務でもあるんではないかなと思うんです。けがとかでしたら仕方ないですけども、自分が内部を告発して、そういう癒着があるかもしれないという仕事には就きたくないということは、赤裸々に我々がもらった文章にも書いてあるわけです。

もう最後に、町長、この彼を復帰させようと思ったら、どういう形で中を改善したらいいかということは、町長に案がありますか。だって、内部告発しているというのは知っていますよね。知らなかつたですか。副町長からも何も報告はなく、課長からもありませんでしたか。あるんであればやはり復帰させてやらなければいけない。何が問題なのかということは、当然町長としてするべきことだと思うんですけど、そのあたりの経過がもし町長覚えていればお願ひします。

○委員長（武道 修司君） 新川証人。

○町長（新川 久三君） この件は、私は一切何も知らなかつたという形になりますし、休職についてもほかの案件で休職しているというふうに思っております。

○委員長（武道 修司君） 工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） それを復帰させようという気はないですか、町長。

○委員長（武道 修司君） 新川証人。

○町長（新川 久三君） 復帰というか休職中ですので、あとは本人がどうするかという形で、できれば私は復帰してもらいたいと思っていますけれど、本人の気持ち次第です。

○委員長（武道 修司君） ほかに。宗委員あるんじやなかった。もう時間があまりないんで。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 今、内部通報の件があったんで、その件で聞きたいんですけど。今私が聞きたいことを工藤委員が先に聞いてくれたんで、つまり百条委員会の中間報告でこのことが上げられるまでは、町長には、この件、前の産業課長、また副町長からは一切上がっていないかったということですか。

○委員長（武道 修司君） 新川証人。

○町長（新川 久三君） 全く上がっておりません。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） これは、委員会全体の判断ではなく、議員、委員、個人の私の判断ですけど、それこそがこんな重大なことを報告を受けたのに、担当課長や副町長が町長に報告せずに、そのことだけでも重大な責任があると私は思っているんです。それは指摘にとどめます。町長は知らなかつたということの前提でお尋ねします。先ほど、そういう内部通報があれば、自分だったらこうしたという発言をしたんです。それはつまり、内部通報があった当時の判断ではなくて、ごく最近、百条委員会の中間報告でこういうことがあったって聞いて、先ほど、ほら、まず自分が話を聞いてとおっしゃったじやないですか。それは当時のことじやなくて、最近、中間報告書で知ったからそう思ったってことですね。

○委員長（武道 修司君） 新川証人。

○町長（新川 久三君） 一応、内部通報というのは、中間報告を見てどういうものかと調べて、私が冒頭申し立とおり、ちゃんと文書で担当部署のほうに申し出て、証拠を添えてという話になりますんで、それが全くないという形ならおかしいなと。中間報告も、これは1人の言い分を聞いてだけ、証人の言い分をそのまま書いて、課長と副町長の責任が重大だと。このような中間報告が出ているのは私は遺憾だと思っております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 質問と答えがずれています。元課長と副町長の責任が重大だと言ったのは我々であって、K氏はそんなことは言っていません。当時の上司である担当課長と副町長

に、非常に契約関係が心配だと、職場の現状が問題だという通報をしただけなんですけど。

今、私の質問に答えてください。私は、町長はこういう質問があった場合はどうすると先ほどおっしゃいました。

はっきり聞きましょう。そういう通報があったら、まず自分が尋問して文句があるんなら訴訟を起こせってみたいなことをおっしゃったんですけど、もしもそれを知っていたら、そういう対応をしたということですか。

○委員長（武道 修司君） ちょっと整理しましょうか。現時点で、内部通報、今、例えば特定業者との随意契約でこんな問題があったと、内部通報がありましたということになると、町長がそういうような話があったら、総務課を通じて自分が話を聞いてという話をされたと思うんです。それは、そういうようなやり方、今の現時点、過去はそういうのは分かっていなかったということでしょうけど、現時点はそういうふうにされるということでおろしいですかということです。
新川証人。

○町長（新川 久三君） 現時点ではそういうふうにします。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 委員長は総務課を通じてっておっしゃったんで、私は、町長の発言は、本人から直接自分が話を聞くってニュアンスで発言されたと思ったんですけど、自分が直接話を聞くおつもりがあったんじゃないですか。

○委員長（武道 修司君） 新川証人。

○町長（新川 久三君） 本人が言ってくれば私は聞いて対応するという形もありますし、それならちゃんと手続しなさいという場合もあろうし、いろんな形で、本人の話を聞いてみないと分からぬ状況もございます。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員、時間の関係あるんで簡潔に。

○副委員長（宗 裕君） じゃあ簡潔にいきましょう。それ内部通報の要綱の仕組みを全く理解してないんです。内部通報というのは、こここの要綱にもありますけど、総務課で、第6条で公益通報対応業務従事者といって総務課の職員が任命されて、誰が言っているのか分からないよう本人のプライバシーと秘密を保持した上でそういう通報を受け付ける仕組みなのに、そういう弱者である通報者の本人のプライバシーとか、いろんなことを配慮するような発言に全然聞こえないんです。文書で上げてこなかったから悪かったとか、文句があるんなら訴訟を起こせとか、自分が直接話を聞くとか、そんなことをしたら言えるわけないじゃないですか。

町長はルール、ルールと言うけど、要綱自体の理解も何か怪しいなと思うし、私は、法律に厳密なとか言ってないんです。法律に違反しなければ何もかもいいとかそんなはずはなくて、我々

は法律に違反しなければ何をやっていいんではなくて、住民のために何が一番大事かということで、住民に対する説明責任があると思うんですけど、町長は何かというと説明はなさらずに、自分たちは正しい、法律には違反していないとおっしゃるんで。これは意見になってしまいますので、次の質問に行きます。

町長の説明を聞いていて、やっと理解できました。いろんな資料を頂いて、起案書とか契約に係る過程を見ていて、現実と異なるんで理解できないなというふうに思っていたんですけど。先ほどからやり取りしていて、緊急の場合は先に工事が終わっていることもあるというふうに町長が明言されたんで、実際はそういうことがあるということですね。

○委員長（武道 修司君） 新川証人。

○町長（新川 久三君） もう応急的に災害復旧とかそういうのはあります。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） ありがとうございます。確かに、災害復旧の場合は先に工事、当然なんですけど、書類上は災害レベルの緊急ではないんです。急ぐ必要があるのは分かるけど、緊急で起案が上がって、それから見積書とか取って、契約に至るまで半月から1か月かかるけど、完了の工期の納期はそれから半年先なんというのがざらにあるんです。こういうものが緊急とはとても思えなくて、緊急を口実に1者見積りで先に工事をやっているだけではないかと私たちは思っていて。しかも、先に工事をやっていいというのは財務規則のどこにも書いていないし、書いていないとすれば本当に緊急なときはやむを得なかつたということで書類に残すべきなんですか、書類上は全部きれいに書類を作つてから工事を依頼したというふうになっているんです。

だけど、規則に全てが書いてあるとは私も思いません。規則はどうしても特別な場合の状況は漏れますから、規則に書いてなくても築上町役場ではこういう場合はこうしているというのが当然あると思うんですけど。

今日明らかになったのは、町長以下認めていて、緊急の場合は書類は分からないようにして先に工事をやることが認めているということが明らかになつたっていう前提で、明日以降一般質問させてもらつていいですね。もう事実確認です。

○委員長（武道 修司君） ちょっと微妙だな、今の質問は。

○副委員長（宗 裕君） 町長自身も御存じだったってことですよね。個別に一々細かくは報告を上げられていないけど、うちの町役場の場合は先に工事をやっていると。

○委員長（武道 修司君） 緊急な場合はね。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） すいません、百条委員会での発言で一つ町長に聞いておきたかったのがあったので、もう名前出ている人は出していいんですか。中間報告書に。

○委員長（武道 修司君） はい。

○委員（13番 吉元 健人君） 課長補佐は出ていたんですか。

○委員長（武道 修司君） はい、出ています。管理職は出ています。

○委員（13番 吉元 健人君） 下田証人のときに、基本的には緊急工事のときに必ず町長、副町長と問診等をして起案を上げているというような証言をもらっていたんですけども、今のお話を聞くと、何か町長ほとんど知らないみたいな感じだったんですけど、その辺は実際はどうなんですか。

○委員長（武道 修司君） 新川証人。

○町長（新川 久三君） ほとんど私のところにはそういう相談はないみたいですね。課長と副町長で相談したかどうか、それも私は分かりませんけど。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） ということは、必ず町長、副町長と、確認させてもらいたいんですけども、委員会の資料として、そういうふうに証言されていたので、それを証言間違いの可能性があるということでいいんですか。いや、必ずしていると言っていました、そこで。

○委員長（武道 修司君） 新川証人。

○町長（新川 久三君） 全ての項目はありません。何件かあるかも、それも覚えていないけど、何件かはあると思いますけど、副町長で足りるものは本人のそこで了解、納得という形に。それが納得しなけりや、僕まで相談するという場合もあります。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） それですごく納得いったんです。だって、町長決裁関係ないところも町長に言う必要がないのに、言っているというような証言をされていたので。

元課長に聞いても副町長に聞いてくださいとか、副町長に聞いても課長に任せましょうし、誰が最終的な、担当者全ての責任で理解していいんですか。

○委員長（武道 修司君） 新川証人。

○町長（新川 久三君） 基本的には、やっぱり起案をする人が責任持ってやって、あとは検査をしていくという形になろうかと思います。妥当なもんかどうか。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 先ほどの休憩時間にちょっと、なぜこいつはこんなことをこの場で言ったんやろうかちゅうのが後ろから聞こえてきたんで、そこの答えも言います。その人が起案をいっぱい上げていたので、確認に行きました。起案者に責任が僕はあると思ったんで。ただ、その起案者が起案した覚えがないと言われたので、これ捜査でも何でも調査の段階で証言をもらったんです。それを証言できることがあるか、証拠があるかというと、印鑑の陰影。日報に押しているのが自分がいつも使っている印鑑だと。起案に上げている印鑑は産業課に預けてい

る印鑑だと。もうそのとおりなんです。陰影が違うんで。預けている印鑑はないと言っていますが、課長補佐は。K氏も預けているみたいです。ただ、うるさいじゃないですか、今の話聞いていると。こうじやない、ああじやないと言いにくる子なので、その子の起案は一つもないです。同じ課ですけど。同じところにおる人ですけど。

そういうのが、何が言いたいかというと、そこまで全部調べた上で作っているので、聞いた側の意見だけで中間報告書を作るようなばかなまねを僕たちもしません。政治生命もかけているんで。責任取らなきやいけないんで、僕らは。何もありません。何もメリットないです。正直。批判されるだけです。午前中の冒頭は、選挙絡みとまで言わされました、一番最初。そんなん主体でしているわけじや全然ないです。調べていったら出てきただけでしょう。起案者がそういうふうなことを言うから上に聞くのが当然じやないですか。当然のことをして、百条委員会がしよるのはおかしいというのは、町長サイドのほうから結構聞きますけど、百条委員会が職員をいじめてるとか聞きます、僕らも。それに対して僕らは何も言っていません。でも、実際これがどうやったんかち聞いたら、知らんとか何とか言うから、こんなふうになっているわけじやないですか。もう一番最初から変わってないです、6月の一般質問の内容から。調べれば調べるだけいろんな問題が出てくるのに、知らないと、誰が、責任を取れとか言っているわけじやないんです。この状況が問題あるかないかみんなで話し合って、問題があるなら解決しようという会なんです、もともとは。それを皆さんが蓋するなら何の意味もないと思いますし、乱暴なやり方だと警察行くしかないです。副町長そう言わっていました。僕ら何もないもん、調べる権利もないし。それをしたくないから丁寧にやっているのが、今、僕は百条委員会だと思うんです。でも、もうこれ僕の意見になるんでもういいです。一般質問で聞きます。

○委員長（武道 修司君） 時間の関係あるんで、もし質問があれば質問お願いします。なければ終わりたいと思いますが。よろしいですか。質問をしてください。田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 新川証人が、始まる前に多分写真を撮ったじやないですか。一応、私許可していませんので、それともし録音とかされたりしていたんであれば削除をお願いします。報道機関じやないけ、別に。

○委員長（武道 修司君） 許可して（聴取不能）。

○委員（4番 田原 宗憲君） それをしようしたら傍聴者もみんな写真とか撮っていいちゅうことになります。

○委員長（武道 修司君） 新川証人に私がいいというふうに許可してましたんで。

○委員（4番 田原 宗憲君） いや、俺はしていない。だから、削除。（「自分の顔は出されたらまずい」と呼ぶ者あり）そうです。一応町長のフェイスブックとかいろいろ見ているんですが、何も考えずにぱっと載せてくるから。だから、一応ちょっと削除をお願いしときます。私の

ところは。

○委員長（武道 修司君） よろしいですか。

私のほうから最後、確認だけ新川証人にさせていただきたいと思います。

まだまだいろんな調査をしないと、まだ不明な点が多いんです。特に、財務規則でというところでいうと、今さっきちょっとお話したような事務処理がまあまああるのかなと。数字的に合わないものがあったり、日にちが合わないものがある。また、修理が実際行われたのか行われていないのか分からぬまま修理代を払っているとか。あと、毎年しなくてもいい点検を毎年をしたりとか、修理というか、そういうものがあったり。

あとは、一般質問でもありましたけど、使用していないポンプ。緊急ということで1者随契でポンプを購入して3年間放置をしているとか。放置という言い方は悪いですか、使っていないという。1者随契で緊急を要するちゅって3年間使っていないものがあったりとか。電気屋さんとか水道屋さんやないのに、特定業者、エス・ティ・産業のほうに依頼をしているとか。あとは、分割発注の関係で、1つの部屋を工事をするのに、フローリングにするのに、フローリング工事と畳の撤去を別々にしているとか。財務会計上、私は問題があるんではないかというものがまだまだあります。これから先もまだまだちょっと調査は続くだろうと思います。なるべく早めに、一日も早くそこら辺の部分も指摘をさせていただいて、行政側もしっかりと対応をしていただいとて、職員の皆さんのが間違いないの、的確な、住民に信頼をされる事務処理をしていただきたいというふうに思いますんで、今後も調査は進めていきます。

その上で、先日、新川証人というか町執行部のほうから、今後も公開、この前、文書で全て公開でということで言われましたが、今後もそのような方向性、公開でしっかりとやってほしい、やつてくれということなのか、それとも場合によっては職員の負担を考えれば非公開でというふうにするほうがいいのか、その部分でもし御意見があれば教えていただきたいというふうに思います。新川証人。

○町長（新川 久三君） 公開は、ぜひ公開でやってほしいと。職員が、1対6で尋問されるのは非常に厳しいということで、やっぱり町民の皆さんを見ておる中で、一応自分の質問に対して答えていきたいと、そのような非常に嫌いが強いわけでございますし、そういう形で秘密会を私は公開にしてほしいという形で申入れをしましたが、ぜひ今後もそういう形でいっていただきたいと思います。

それから、あと、やっぱり基本的には民事訴訟法、規則、これに一応書いてある項目は、質問をぜひ避けていただきたいな、そうしないといろんな形が重複する質問とかいろいろ出てきておりますが、たしか8項目ぐらいあったと思いますけど、これをちょっと頭に入れながら一応尋問を行っていただきたいと、このように申入れをしておきます。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 今確認をさせていただきました。公開でということありますんで、住民の人たちにもしっかりと見ていただいたほうがということだろうと思います。我々もそのように住民の人たちにしっかりと見ていただいたほうがいいかなというふうに思いますんで、当初、公開が原則ということでありましたけど、なかなか負担とかいうことを考えると、非公開のほうがいいんではないかということをしましたけど、公開で今後もやりたいと思います。

また、近日中に、今編集作業をやっていますが、ユーチューブで第1回目から、本日17回目になりますけど、早い段階で説明員、証人の皆さんが来ていただいて、しっかりと答えていただけてますんで、その部分についてもユーチューブ等にアップして住民の皆さんに見ていただければなというふうに思います。今、ちょっと音源の関係とかで今整理をしてますんで、もうちょっと時間がかかるかと思いますが、しっかりと公開をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひをいたします。

それと、もう一つ、さっき言われた民事訴訟法の関係です。民事訴訟法と民事訴訟規則に関しては、内容は我々も精査して、精査というか内容を確認をして、その法律に基づいて前提で調査をやっていこうということをしていますんで、あくまでも我々は捜査機関じゃありません。調査機関です。調査という前提でさせていただいているんで、その前提で皆さんの協力がないところの調査というのがスムーズにいきませんので、証人のほうからも職員の皆さんに全面的に協力するようにお話ししていただければ助かりますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

それでは、以上をもちまして、証人喚問を終了いたします。

新川証人、今日は大変忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございました。どうもお疲れさまでした。

ここで一旦休憩といたします。再開は3時15分からといたします。お疲れさまでした。

午後3時07分休憩

午後3時15分再開

○委員長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

今からは、ちょっと事務の打合せをさせていただきます。

今後のスケジュールです。18日はT工業株式会社の担当の方にお話を聞きます。本人が病気の病み上がりというんですか、病気明けということで、あまり負担がかからないようにということで、私と吉元委員でこちらの庁舎のほうに来ていただけるということで調査をするようにしたいと思います。その結果については、後日皆さんに御報告をさせていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願ひをいたします。（発言する者あり）私と吉元委員でT工業、太新工業

の秋吉さんという方です。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 記録の取り方ですけど、録音とかさせてもらいます。それとも聞き取りでメモで報告します。

○委員長（武道 修司君） 一応、録音をさせていただこうかなと思います。後で議事録を作る必要があるということで、話の内容はもうざっくばらんとすることで、ただ、それを正式な会議じゃありませんから議事録としての公開というのが難しいかなと。ただ、皆さんにはどういうふうな中身をお話ししたということが話ができるようにはしたいと思います。それと、重要な部分があれば、その部分に関しては文書でお渡しをして、文書尋問でしたいなど、文書で回答いただくと。場合によっては、そのときに回答いただいた分を間違いないですかということで、文書でこちらで文面を作つて間違いないですかということで承諾をもらって、それが文書尋問の回答ということにするかというのは、証人ともお話を決めたいというふうに思います。スケジュール的には今のところです。

あと、一旦この会を閉めて、事務打合せということで、何点か皆さんに相談したいことがありますんで、ちょっと議事録にはあまり残らないほうがいいかなという。ちょっとユーチューブの関係とかそういうのがありましたんで。

すいません。それと、もう一点。今日、新川証人からもう公開でということを正式にいただきましたんで、後で相談ちゅうか、中を聞いてもらいますけど、この会で決めておきたいことがあります。説明員と証人喚問の職員で、今中間報告に関しては課長補佐以上は実名、課長補佐以下というか、その下の職員についてはイニシャルでというふうにしています。ユーチューブというか、音声を編集をしていくにあたり、その名前の部分をカットするというのがちょっと並大抵な作業にならないんです。そもそもスタートの段階では、もう公開の原則ということで、全て公開しようということで最初言っていたから、ユーチューブとかそういうのでも問題なくいけるかなというふうに思っていたんですが。中間報告で一応イニシャルでということにしたんですが、今日、新川町長からも住民の皆さんにしっかりと聞いてもらいたい、見てもらいたいというふうな話もありましたんで、一般職の皆さんも全て公開というふうにできればしたいなというふうに思いますが、皆さんの御意見をお願いをいたします。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 僕も、今回の中間報告の部分を、こっち寄りあっち寄りとかいろいろな、あるじゃないですか、町長寄りな人とか議員寄りな人とかいろんな、そんなの関係なく何人かに聞いてみたけれども、そこは結構みんな指摘していました。なぜイニシャルの人がおって、そのまま名前を出している人。一応説明はしましたけれども、感じたことでいえば、分かりにくいくらい。誰がどういうふうな流れで、流れも分からなくなるんで、できれば名前を実名でやってもらえると助かるという声は実際にはありました。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 私も吉元さんと同じ意見で、私が聞いているのは、かなりイニシャルになっているのに、古市さんや繁永さんは実名というのは、これ何か意図があるんかと、いや、その説明は吉元さんがしてくれたんでしょうけど、やっぱり分かりにくいんです。特定の人だけをさらしものにするために実名にしているという誤解が生まれていて、我々の趣旨にもう既に反していると思っているので、私も先ほど委員長が言ったとおり、全て実名公開のほうがすっきりしていいと思います。

○委員長（武道 修司君） よろしいですか。一応、それで今日、町長にも確認をして、全て公開でということで許可をもらったというか、もう公開でやってほしいという話がありましたし、申入れもそういうふうにしていましたんで、イニシャルでというふうに思って中間報告は作りましたけど、議事録、ユーチューブ、その他についても公開でいきたいと思います。

それと、証人喚問で、今、吉元一也さん、竹本さん、それに尾崎さん、米谷さん、4人は、もう公開してくれということをしているんで。（発言する者あり）それはもう実名です。内山課長補佐も実名です。職員はもういいんですけど、民間の人たちというのは4人だけじゃないかな。あと、エス・ティ・産業の繁永さんも公開でという申出がある、なんで。あとは、太新工業の部分も、場合によってはほとんど全部公開でやっているんで、公開でいいですかという確認は18日の日にやって、公開でよければそのままいけるかなというふうに思います。というか、もう公開をさせていただくということで話をします。そうしないと、確認をすると、編集もちょっと大変なんで、もう公開でという前提で話をさせていただきたいなと。

ただ、今日もそうですけど、今日は個人情報のところとなるべくないようにということでしています。最初の証人喚問のときは、住所とかを話をしていただいているんで、その部分についてはカットをして、極力、個人情報の漏えいのないように対応したいなというふうに思いましたんで、そのような形で進めさせていただきたいというふうに思います。よろしいですかね。

あとで、ちょっと事務打合せをしますんで、皆さんそのまま残ってください。

それでは、以上で第17回特定業者との随意契約に関する調査特別委員会を終了いたします。どうもお疲れさまでした。

午後3時25分閉会